

ぼんぼん時計

JSPS Bonn Office

独立行政法人 日本学術振興会 ボン研究連絡センター
四半期報告
(2007年4月～6月)

2007年9月12日
小山 佐和

< 目次 >

はじめに	2
1. ドイツ連邦レベル等での学術動向	2
♪1-1 エリート大学志願大学の構想、緊張と期待	2
♪1-2 EU-研究委員会のための将来性あるスタート	4
♪1-3 ボンに国連大学の代理学長室を新設、ボン大学が国連大学「提携機関」に	5
♪1-4 高等教育協定2020署名	7
1-4-1) 高等教育協定2020議論が決着-研究費もさらに助成	
1-4-2) シャヴァーン大臣:高等教育協定は高等教育機関を研究と教育両面において強化する-政府と連邦州が協定に署名-	
1-4-3) 高等教育機関協定2020概要	
1-4-4) 高等教育機関長会議(HRK)はどう受け止めているか	
1-4-5) ドイツ研究協会(DFG)はどう受け止めているか	
♪1-5 「研究者に対するサービスが向上すると大学の研究の質も向上する。」(フンボルト財団フリューバルト会長) -フンボルト財団、ドテレコム財団、公益法人ドイツ学術寄付連盟共催による「Welcome Centre」にかかる経過報告---	17
♪1-6 ドイツは如何に国際的に優秀な研究者を惹きつけ得るか	23
♪1-7 ドイツの特許申請、ヨーロッパでなおトップ	26
2. 対応機関等人事異動状況	27
♪2-1 DFGが初の女性事務局長を選任-2007年9月にReinhard Grunwald氏の後任としてDorothee Dzwonmek氏が就任予定	27
♪2-2 ドイツ大学長会議(HRK)会議総会において新副議長2名を選出	29
♪2-3 フンボルト財団会長2008年に交替	30
3. ボン研究連絡センターの活動	30
♪3-1 来訪&訪問、会議出席等	30
♪3-2 第12回日独シンポジウム「気候変動」をドイツJSPS同窓会と共に同窓会年次総会開催	32
♪3-3 JSPSサマープログラム 出発前オリエンテーション開催	32
♪3-4 田中壯一郎文部科学審議官来訪	33
♪3-5 ベルリン日独センター主催、連邦教育省協力「ジュニア・エキスパート交流事業2007」における事業説明	33
♪3-6 その他の活動	33
4. 今後の予定	34

はじめに

ドイツの学術及び科学技術を取り巻く世界に於いては、機関単位、州単位、連邦単位、欧州単位、全世界単位といった、5つのユニットが互いに調整したり牽制し合ったりして各単位毎の対処方針が形作られているように見えます。財務省の担当者から、「国際競争とか、国際競争力強化という言葉はもう通用しないんですよ。」と言われたことがあります、ドイツに於いては、「国際競争力強化」が合い言葉のようで、学術及び科学技術のための振興施策に盛り込まれています。

本文内にあるとおり、6月にシャバーン連邦教育・研究大臣は、高等教育協定、エクセレンス・イニシアチブ、ハイテク戦略、60億ユーロ計画が、「ドイツの学術・研究を世界に通用させるための将来性のあるイニシアチブ」であると、発表しています。エクセレンス・イニシアチブについては、前号にまとめましたが、今回は経過を掲載しました。第18号に最新結果が掲載される予定です。ハイテク戦略及び60億ユーロ計画は、里斯ボン戦略達成を目指したものですが、イノベーション戦略ですので、今回は、「高等教育協定2020」をまとめてみました。

また、国際競争力強化に欠かせない、人材の獲得に関しては、フンボルト財団の「ウェルカムセンターに係る中間報告会」のほか、同財団による「ドイツは如何に国際的に優秀な研究者を惹きつけ得るか」という「10ポイント計画」という提言もありましたので、ご報告します。

なお、欧州研究委員会（ERC：ドイツ語では、EU-Forschungsratといい、EFRと略されます）が若手研究者のためのプログラムの応募を開始しました。

最後に、当センターの活動報告としては、5月のシンポジウムとサマー・プログラム出発前オリエンテーションなどが大がかりなイベントとしては挙げられます。

1. ドイツ連邦レベル等での学術動向

♪1-1 エリート大学志願大学の構想、緊張と期待

Dpa Nr. 15/2007 09. April 2007
ポン研究連絡センター仮訳

緊張とともに、8大学の将来構想は、エリートステータスをめぐる最終決戦に突入しようとしている。連邦と州のエクセレンスイニシアチブの第2回目に対する申請は、4月13日までにDFGに届けられなければならない。アーヘン工科大学、ベルリン自由大学、フンボルト大学ベルリン及びボッヘム大学、フライブルク大学、ゲッティンゲン大学、ハイデルベルグ大学、コンスタンツ大学は1月12日にDFG選考委員会及び学術審議会（WR）において、他の19大学よりも高く評価された。エリート大学は約1億ユーロを見込むことができる。

夏の審査の後、10月19日に最終的にどの大学が支援されることになっている。いくつの大学がエリート大学として選ばれるかはまだ明確ではない。エクセレンスイニシアチブの第1回目において2006年10月にすでに3大学がエリート大学として選ばれている。その3大学とはTHミュンヘン、ルードヴィヒ・マクシミリアンズ大学ミュンヘン、そしてTHカールスルーエである。当時アーヘン工科大学、ベルリン自由大学及びフライブルク大学、ハイデルベルク大学

はトップ10に残ったが、最後には排除された。それらの大学は2度目のチャンスに挑戦している。その他の4大学は潜在的なエリート大学として初めて詳しい計画書を提出することになる。

アーヘン工科大学は将来構想を改善した。「我々は学術審議会の助言をとても真剣に受け取っている。」と学長のBurkhard Rauhutは先日強調した。同大学は第1回目では、実践に重点をおいたコンセプトでもってレースにのぞんだ。今回彼らは自然科学における基礎研究をより強く前面に押し出すつもりである。工学分野ではない哲学、経済学、医学も、大学の報告によれば取り入れられることになっている。そのほかに同大学は将来構想の中に外部パートナーとの協力について大きく取り上げている。基礎研究に強い研究センターJülichはその際中心的なパートナーとなることになっている。

ボッヘム大学（RUB）は研究キャンパスの全体コンセプトでもって申請を行なう。教育を学部に集中させ、研究のために特有の学際的な「研究科」を設立することを予定している。そのため第1ステップとして70人の学者を採用する予定である、とスポークスマンは4月5日に述べた。それについてRUBはプロテイン研究計画でもってエクセレンスクラスターとしてレースにのぞむ。その際、RUBや隣接するマックスプランク研究所（ドルトムント）、Bielefeld大学の学部を超えた研究が集められることになっている。新薬のために結果を速やかに実行に移すため、薬品会社との密接な協力が計画されている。プロテイン欠陥はガンの原因とみなされている。

ベルリン自由大学（FU）はエリートステータスのために国際ネットワーク大学のコンセプトでもって申請を行なう。若手助成、国際化及び重点形成（クラスター形成）を核心に置いている。そのために、それぞれの役割においていつも補うことができる3つのセンターを設立することになっている。「クラスター開発センター」はFUの研究ネットワークを造り、新しい研究領域を確認し、可能な協力のための適切なパートナーを見つけ出す予定である。「国際交流センター」が世界中の支局との国際ネットワークのための交差点として計画されている。「大学院研究センター」においては博士号取得希望者教育に的が絞られることになっている。

ベルリン・フンボルト大学は「フンボルトを21世紀へ」というコンセプトでもってエリート大学として競争を勝ち抜くつもりである。この将来構想はさらなる考えを追求している。つまり、研究と教育とを結びつけるための対策とアイディアを立案することになっている。その際、ヨーロッパで一番大きい大学附属病院のBerlin Charitéとともに掲げられたプロジェクトは重要な核心部分の一つとなっている：「学際的な研究施設ライフサイエンス」はインターフェースとして、人文科学と自然科学の間の協力を強化し促進する予定である。ライフサイエンスは統合科学として設立されることになっている。

ゲッティンゲン大学は将来構想において、大学の多大なる多様さに賭けている。「我々は古典的な意味で、依然、総合大学である。」とスポークスマンのMarietta Fuhrmann-Kochは述べた。

「エンジニアサイエンスを除いて全ての分野が我々の大学にはある。ちょうど人文科学において我々は専門分野を多く持っている。ドイツでは他に例がないような方法で学際的に研究を行なうことができる。特に神経科学と分子生物学に重点が置かれている。DFGは我々に、我々はこの分野でハーバードに匹敵するということを文書で証明した。その上、ゲッティンゲン大学は財團法人大学として国から独立している—これはさらなる長所である。将来構想において最も重要な点は突出した研究環境との密接な関わりである。たとえば共通の教授ポストによって関わりを持つことができる。」

フライブルク大学は学長代理のKarl-Reinhard Volzの報告によると、志願書に、優秀な学者のために研究の機会を与えるという計画を掲げている。そのためにこの計画は「研究のための窓」というモットーに基づいている。さらにこの計画は、外国人研究者にも開かれた学術コレジオ設立を予定している。その上、この学長代理の報告によると、他にも幾つかのプログラムがある。と

りわけ研究支援施設の立案もその一つである。この施設は、とりわけ第三者からの寄付によるプロジェクトに申請する場合、学者たちを精一杯支援することになっている。

ハイデルベルク大学は、全ての分野が存在する大学でいることを計画している。「我々は幅広い専門分野の多様さを有する予定であり、その質も高く保持する予定だ。」と研究及び医学担当の学長代理、Jochen Trögerは述べた。「いわゆる特殊な学問分野は引き続き保持される必要があるが、質が悪くてはいけない。」その上、ドイツで最も古い大学は、人文科学と自然科学との間の掛け橋を建てる予定である。そのために、ハイデルベルク大学創立者 Marsilius von Inghen の名前から名づけられた Marsilius コースを設立することになっている。これは「老化研究」「人間の尊重」「人間像」及び「記憶力」という重点に取り組むことになっている。「これは全て、様々な分野が共同で研究を行なうプロジェクトである。」と Tröger は述べた。

コンスタンツ大学は「コンスタンツ大学によるトップレベル研究促進国際戦略」という将来構想でもってレースに臨む。その中でこの大学は、優秀な若手研究者のための主導的センターになるという目的を盛り込んでいる。そのために研究重点は強化され、「独創的で能力にすぐれた研究者パーソナリティ」は促進されることになっている。生物化学の大学院において、化学、生物学及び情報処理学の科学者は協力して体内分子の相互作用について研究することになっている。

「社会問題の複合的研究」を行なう大学院においては社会問題の学際的な研究を取り扱う。

エクセレンスイニシアチブは将来構想（エリートステータス）、大学院、エクセレンスクラスターという3つの柱を含んでいる。1月12日に大学院の柱には全部で44の大学が、エクセレンスクラスターの柱には40のクラスターが指名された。潜在的エリート大学は3つの柱全てにコンセプトを提出しなくてはならない。エリート大学としての助成は少なくとも一つのエクセレンスクラスター及び大学院からの肯定的な評価を前提としている。

エクセレンスイニシアチブという支援プログラムでもって、ドイツの大学における先端研究は強化されることになっている。連邦一州プログラムにおいては2007年から2011年の5年間に合計で190億ユーロが使われることになっている。全部で約40の大学院（1回目ですでに18が選ばれている）にそれぞれおよそ500万ユーロが、そして約30の研究センター（1回目ですでに17センターが選ばれている）に平均してそれぞれに3千万ユーロ以上が支援されることになっている。

♪1-2 EU-研究委員会のための将来性あるスタート

dpa Nr. 20/2007 14. May 2007
ポン研究連絡センター仮訳

年初めから存在しているヨーロッパ研究委員会（ERC）でもって、EUは新しい試みの指示を行なっている。ドイツのノーベル賞受賞者 Christiane Nüsslein-Volhard も含む22人の学者は、27加盟国の比例配分を考慮せずに優秀性の基準だけで、研究者たちに資金を分配してもよいことになった。ERC事務局長の Ernst-Ludwig Winnacker 一生化学者であり、DFG会長を長年務めたーは大金のかかる制度設計を任せられた。

「もしーというのも委員会の見解によればイギリスが一番いい成果をだしているのでー研究委員会が最終的にイギリスの大学だけを助成するならば、それはそれとして認めるべきである。」と65歳の彼は5月8日ブリュッセルにて述べた。EU本部のヘッセン州代表機関における講演で、「もうそろそろ年金をもらう年齢の人」ー多くのメディアが Winnacker をそう呼んでいるのだが

ーは初めて多くの聴衆の前で ERC の業務について説明を行なった。「ERCには 22人のメンバーがいるが、これはすでに決められたことである。27人ではなく、EU 加盟国よりも少ないのだ。」

かつて自身も物理学者として研究を行なった連邦首相 Angela Merkel(CDU)は、数週間前の ERC の初の会議で、EU がやっとついに「国の研究の国境」を克服したことについて述べた。

若手研究者のための最初の選考には 9167人の応募があった、と Winnacker は報告した。「それでもって、我々は世界で最も重要で関心を集め振興組織の一つとなった。ERCはこの半分の数の応募を予想していたが、もちろんこれだけ多くの数であったことも良いことである。志願者のリストは、たとえば性別や出身地に関係するようなことはまだ完全に評価されていない。しかしある程度、プロジェクトのほとんど半分は物理学又は工学分野、約 4 分の 1 は生物学からあることはすでに把握できている。」

ERC は EU の第 7 回フレームワーク・プログラムの一部であり、2007 年から 2013 年までの総予算 75 億ユーロを有している。新しい EU 予算の 3 分の 1 は博士号取得から 2 年から 9 年の科学者である若手研究者に与えられる。残りはすでに地位を確立した研究者に与えられ、そういった人々のために近いうちに募集が始まる。

翌月以降に審査の後、およそ 9200 人の志願者のうち約 250 から 300 人が最初の選考で選ばれることになっている。選ばれた研究者は 5 年の間に 10 万から 40 万ユーロを毎年見込むことができる。以前は少しづつ資金提供をしていたが、それを廃止することによって、ヨーロッパの若手研究者をアメリカから呼び戻すことが期待できるはずである。それに加えて、ヨーロッパ人でない人も、もしヨーロッパで研究することを望むのであれば、エリート育成に志願することができる。それでもって EU は研究の場として魅力あるものとなるはずである。

「EU 委員会を下に置いている研究委員会はとりわけ『学問の縁を助成する』計画を予定している。」Winnacker は述べた。「将来の問題を解決するために基礎研究は期待されている。人間の脳や気候、金融市場のように複雑なシステムを研究する人は特に歓迎されている。」

♪1-3 ボンに国連大学の代理学長室を新設、ボン大学が国連大学「提携機関」に

http://www.bonn.de/wirtschaft_wissenschaft_internationales/topthemen/05239/index.html

ボン市 ホームページ（2007年6月4日）参考

<http://www1.uni-bonn.de/pressDB/jsp/pressemitteilungsdetails.jsp?detailjahr=2007&detail=178>

ボン大学 プレスリリース（2007年6月1日）参考

国連大学は、東京本部以外に初めて代理学長室を設置し、2007年6月4日にボンの国連ビルに於いて、国連大学とドイツ連邦教育・研究省 (BMBF) が協定に署名した。これは、ドイツ連邦教育・研究省を通じた代理学長室の援助も内容に盛り込んだ戦略提携協定であり、署名式に於いては、国連大学からハンス・ファン・ヒンケル学長が、ドイツ連邦教育・研究省 (BMBF) からは、アンドレアス・シュトルム政務次官が代表として調印した。当センターからも副センター長が署名式に出席したので、背景・機能等およびボン大学との協力について報告する。

国連大学代理学長職は、国連大学環境・人間安全保障研究所(UNU-EHS:Institute for Environment and Human Security)の所長、ヤノス・ボガルディ教授が勤めることとなる。UNU-EHS は 2003 年 12 月 1 日ボンに設置された国連大学研究・研修センター（全世界で 14 カ所）の一つである。

代理学長室は、ヨーロッパに於ける調整役としての機能を持つ。ヨーロッパ域内には多くの調整単位である、国家機関、地域機関、国際機関の他、国際組織（国連、EUを含め）の委員会、大学等研究機関、財団、企業、団体などが併存する。ボンは、特に国連機関所在地のジュネーブ、ローマ、ウィーン、パリおよびコペンハーゲンとの戦略上の立地条件を考慮して選ばれた。この代理学長室は、ユネスコ（UNESCO）、経済協力開発機構（OECD）（パリ）、EU（ブリュッセル）、欧州安全保障（OSZE）（ウィーン）など各主要機関とも近接していることが誘致の理由として挙げられている。ボンには元々、UNU-EHSのほか多くの国連研究所があり、これらが点在していたが、2006年11月にベルリンへの首都移転以前に議員会館であった高層ビルにまとまり、現在そのビルは国連ビルとして存在を知られるようになった。このため、ドイツ連邦教育・研究省は、ボンの学術都市としての強化を図り、求心力を高める相乗効果を期待している。

同代理学長室の主要な取組みには、「人間の安全保障のための科学技術」があげられている。重要テーマとしては気候変動、エネルギー確保、環境破壊があげられる。重点対象地域は、ヨーロッパ、ロシア、中央アジア、アフリカである。主な具体的活動は、専門家の育成およびナレッジトランジスター（知識移転）に対するプロジェクトの発足、援助、調整と取りまとめとなる。このほかヨーロッパ、アフリカ、中央アジア間の学術交換プログラムおよび国連大学の研究・研修センターの増設が計画されている。

ドイツ連邦教育・研究省は、代理学長室を支援することになるため、持続可能な、国際的かつ目に見える国際学術ネットワークの構築と地域研究に貢献する。連邦教育・研究省は2011年までの予算として合計500万ユーロを計上している。

ボン大学との具体的協力としては、2003年にUNU-EHSがボンに開設されて以来、ボン大学開発研究センター（ZEF）との多くの共同業務として既にアフリカと中央アジアにおける共同プロジェクトを実施。主に発展途上国における人材育成に携わり、2004年からは世界的な水問題についての公開連続公演等も実施してきた実績もあり、本年3月に協定を締結。国連大学ハンス・ファン・ヒンケル学長とボン大学マティアス・ヴェニガー学長が本年6月に提携協定に署名した。これにより、持続可能な開発及び地球温暖化における広範囲にわたる共同教育研究事業の実施が取り決められた。

同協定締結を以ってボン大学は世界で10番目の国連大学提携機関となった。ドイツの国連大学提携機関としては既にフライブルグのマックスプランク研究所世界火災モニタリングセンター（GFMC）があったが、高等教育機関としては、ボン大学がドイツ初の国連提携機関となった。このほど取り決められた事業には、特に、外部資金による共同研究事業、例えばドイツ政府によって助成されている世界各地での水資源マネジメント事業が含まれている。学術ワークショップや各種会議、ボン大学の開発研究を手がけるボン大学付属国際大学院での教育事業などのイベントも企画されている。さらに、発展途上国の研究コミュニティの強化を目指している。

ボン大学のヴィニガー学長は「これは世界的に強力な提携パートナーを探すための国際化戦略の一環である。我々がこんな近くでUNU-EHSに巡り会えたのは、幸運以外の何ものでもない。今回提携したことでの他の国連大学機関とも提携できるチャンスができた。」と述べている。「EHSとZEFによって、大学院生（博士号取得志願者）共同事業は更に強化されるだろう。」と、ヤノス・ボガルディEHS所長は付け加え、「ボン大学はライン川エリア内の最も近場にある強力なパートナーというだけではなく、アフリカ・ベトナム・中央アジアにおける共同プロジェクトでつながっている。」とも述べた。ボガルディ教授は、ボン大学農学部教授（koorptierter Professor：農学部が自己補充権を持つ教授ポスト）としても教鞭を執っている。

<参考>

ボン大学

http://www.uni-bonn.de/en/The_University.html

国連大学

<http://www.unu.edu/hq/japanese/index-j.htm>

国連大学研究・研修センター

「国連大学は以下の機関によって構成される。」

- (a) 理事会 国連大学の決定機関として機能する。
- (b) 学長 国連大学の指揮、管理、企画及び調整に関し理事会に対して責任を負う。
- (c) 本部 国連大学の全体的なプログラムについて、その企画、調整、運営、管理および財政に関し学長を補佐する。本部には学長直属の優秀な職員を配し、効果的かつ迅速な行動がとられるよう組織される。
- (d) 研究・研修センターおよび研究・研修プログラム。」（国連大学憲章第3条第1項）現在全世界に14機関ある。これらの機関は、国連大学の次のホームページから参照できる。
http://www.jfunu.jp/contents/C_activity/c_01network.htm

国連大学提携機関

「国連大学理事会は、高度の研究および大学院レベルの研修を目的として、自らの定める条件および規定に従い、学術上の優秀性に基づいて、特定の機関、とくに開発途上国にある機関、もしくはその一部を選び、国連大学提携機関に指定することができる。」（国連大学憲章第3条第2項）他の9機関は、国連大学の次のホームページから参照できる。http://www.jfunu.jp/contents/C_activity/c_01network.htm

UNU-EHS 国連大学環境・人間安全保障研究所

http://www.ehs.unu.edu/About_EHS?menu=1

♪1-4 高等教育協定 2020*¹署名

2007年6月14日に、メルケル首相と各州首相の間で、高等教育協定 2020 の署名が行われた。

ドイツでは、現時点で既に、高等教育機関の収容能力を上回っている高等教育機関入学有資格者数が、来る2010年にピークを迎える。ドイツ全土で9万1千人強分の入学定員純増を図る必要に迫られている。学界に於ける国際競争の激化により、教員への研究者としての期待が増す一方、高等教育機関入学有資格者数増による定員増に脅かされ、高等教育機関は教員の負担増による教育の質の低下の危険にも晒されている。高等教育協定 2020 は、この現象に講じる策として、各州教育研究大臣が各州首相から委託されて策定した、主として財政面に関する措置である。また、その措置方法は、学生数積算からなる教育基盤経費*² の配分と競争的資金に於ける研究費に対する間接経費 20%上乗せ方式の導入の2本立てで構成されている。

同協定は、6月14日の署名を以て、法的拘束力を持ち、2007/2008年冬学期から入学者数増対策を講じることができ、2007年1月1日から2010年12月31日までを第一期（第1計画段階）としている。ただし、2011年以降の財政措置については言及されていない。

本報告は、この高等教育協定 2020 の概要及び関係する高等教育機関長会議（HRK）及びドイツ研究協会（DFG）等に如何に受け止められているかをまとめたものである。ただし、ドイツに於いては、全学生の96.5%*³ が国立高等教育機関に於いて教育を享受している一方、我が国に於いては、国立大学法人等に於いて教育を受ける学生は21.9%*⁴ であるので、単純に比較することはできないことを予めお断りしたい。なお、学生数の日独比は、およそ3:2である。

詳細は後述するが、同協定は要約すると、教育基盤経費に於ける学生数を積算した経費（2010年度までの事業経費 11億3千万ユーロ）を連邦と州が半額ずつ負担し合い、各州が各高

等教育機関に配分する。この措置により、学生収容能力を上げるにあたり、教育人材の雇用増等に当て、教育者の負担増による教育の質の低下をもたらさないよう、高等教育機関の財政負担を減ずることを目的としている。

研究に関する措置は、競争的資金による研究費に間接経費20パーセントを上乗せして配分することで、政府はDFGが助成する研究費の間接経費分として、2010年度までの事業経費7億3百万ユーロを計上している。これは、外部資金として研究費を獲得したにも係わらず、この研究を支えるために高等教育機関の自らの予算を間接費用に充てているため、外部予算を獲得するほど大学運営が困窮するといった悪循環を是正し、大学の国際競争力を確保することを目的としている。これにより、高等教育機関運営の困窮による教育へのしわ寄せを防止することも期待される。間接経費20%の上乗せ措置は、エクセレンス・イニシアチブに導入されたが、今回これに続き、DFG事業である共同研究センター(Sonderforschungsbereiche)、研究センター(Forschungszentren)、及び研究トレーニンググループ(Graduiertenkollegs)^{*5}からまず適用するというものである。協定の概要に関しては、「高等教育協定2020概要」を参照されたい。

シャバーン連邦教育・研究大臣は、同協定の締結により、ドイツの高等教育が直面するあらゆる難間に立ち向かう準備が整ったと見ている。これは、連邦教育・研究省6月14日プレスリリースを参照されたい。

しかしながら、実際に学生を預かる高等教育機関としては、配分計算額の基礎見積もりがそもそも学生あたりの必要経費より少ないことを主張。そのうえ、旧東側並びにベルリン、ブレーメン及びハンブルクには、特別割当が設けられており（それぞれ、旧東の5州併せて全体の15%、ベルリン4%、ブレーメン及びハンブルクが併せて3.5%）が予め取り置きされた残り77.5%を学生数で割ることとなるため、旧西側の高等教育機関にとっては学生1人あたりの配分額が減少する計算となる。よって、旧西側の教育負担増は解消されず、自助努力が更に増える結果になることを主張している。^{*6}また、学生収容数のノルマを達成出来なかった場合は、返金を求められる。詳細は、5月4日及び6月11日の高等教育機関長会議(HRK)のプレスリリースを参照されたい。

なお、間接経費用に7億ユーロが準備されていることについて、反対論議は呼んでいない。ただし、DFGとしては、これを今後、間接経費を全額賄う第一歩として捉えており、今後は研究の種類によっては既にアメリカなどで実施されているように、研究費の50%以上、場合によっては70から90%を間接経費として支援することも考えるべきとして、今後のより一層の経費の充実(40%の達成)を促している。詳細は、6月11日のDFGのプレスリリースを参照されたい。

本件は、次の構成で報告する。

- 1) 6月18日 dpaによる報道
- 2) 6月14日 協定署名時の連邦教育・研究省シャバーン大臣発表 プレスリリース
以上、ボン研究連絡センター仮訳
- 3) 高等教育協定の概要（参考 連邦教育・研究省ホームページ）
- 4) 高等教育機関長会議(HRK)はどう受けとめているか
5月4日総会報告に係るプレスリリース（参考 HRK5月4日プレスリリース）
6月11日同協定に関する問題点の指摘（参考 HRK6月11日プレスリリース）
- 5) ドイツ研究協会(DFG)はどう受けとめているか（参考 DFG6月11日プレスリリース）
以上、要約等。

^{*1} 高等教育協定2020（ドイツ語 Hochschulpakt 2020; 英語 Higher Education Pact）

大学と高等専門学校(Fachhochschule)が本協定に包まれるので、「高等教育協定2020」と仮訳する。

^{*2} 教育基盤経費

ドイツ語原文には、“Programmlinie Lehre（教育綱領）”とあるが、本報告の元となるプレスリリース

には学生数を基礎とする経費の算出方法が主に書かれており、「綱領」と呼べるものであることが必ずしも確認できないため、本報告には「教育基盤経費」と仮訳する。

*³ HRK: Hochschulen in Zahlenより、Hochschulne nach Traegerschaft (2007年)。高等教育機関の数には、高等専門学校(Fachhochschule)166校及び芸術・音楽大学57校を含む。

*⁴ 文部科学省「学校基本調査－平成18年度－」より、大学・大学院、短期大学、高専を併せ数から算出。

*⁵ ドイツ語原文は“Sonderforschungsbereiche”, „Forschungszentren“, „Graduiertenkollegs“

邦訳は、G.S.Weiss『ドイツの大学－改革中の研究職と研究費』

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/msj6/sugakutu/1003/weiss.pdf>に依った。なお、同事業のDFGによるそれぞれの英訳は“Collaborative Research Centres”, „Research Centres“, „Research Training Groups“である。

*⁶ 本四半期のプレス等には、特段示されていないが、現時点で、高等教育機関は既に50億赤字となっている。そのため高等教育機関に於いては、大きな負担となると受け止められている。(„HRK besorgt ueber derftige Umsetzung des Hochschulpakts in Laendern”, dpa Nr. 09/2007 (2007年2月26日)22ページ)

1-4-1) 高等教育協定2020議論が決着-研究費もさらに助成

dpa
Kulturpolitik Nr.25/2007 18.Juni 2007-AKTUELLES
ポン研究連絡センター仮訳

政府と連邦州は、3年後に迎える大学入学を控えた多子化世代のために、追加学籍枠（訳注：全大学の総入学定員枠の純増分）を合計で91,370名分確保したい。各州首相とアングラ・メルケル首相は6月14日の決議を終え、両者はこの高等教育協定のために双方それぞれ5億6500万ユーロずつ準備する予定である。それと同時に、政府はこの協定の2010年までの第1期で、高等教育機関での研究のためさらに7億ユーロ助成する。この高等教育協定は今後2020年まで続行されることになっている。

「より多くの若者が高等教育機関へ進学できるように、国と連邦州が共同でこの事業に取り組まなければならない」とメルケル首相は述べた。ニーダーザクセン州首相で州首相会議議長のクリスティアン・ヴルフ氏(Christian Wulff)(CDU)は、「連邦州は義務を遂行する立場にあるが、国も責任を逃れるというわけではない。」と断言した。

連邦教育・研究省アネット・シャヴァーン大臣は、この協定で高等教育機関の今後の挑戦の準備が整ったと見ていている。これは同時に高等教育機関へ進学するかどうかを決めるための重要な判断基準(シグナル)である。2007/2008年度冬学期からこの協定は適用される。

今日は約35万人であるところ、2010/2011年度にかけて高等教育機関入学有資格年次の生徒数が増えるため、全国でおよそ40万人の高等教育志願者が予想されている。その増加はもう何年も前から予測されていたにもかかわらず、旧西ドイツ連邦州の多くは学籍枠(入学定員枠)を減らしてしまった。旧西ドイツ内の連邦州とは違い、旧東ドイツ内の連邦州は、高等教育機関入学有資格者数がもうすでに減少しているので、融資総額の中から15%の割合で前払い金を受け取る。これらの連邦州は、まず大学が提供すべきもの(学生数のみならず教員、専門課程を含めた全て)を現状の規模で維持したいと共に、この措置により旧西ドイツ側にある高等教育機関の入学定員増負担を軽減したい。その州にいる子供の数以上に学籍数(入学定員数)を、第1学期の受け入れ枠として既に明確に提供しているブレーメンとハンブルグは両都市州併せて総額の3.5%を受け取る。ベルリンは4%の総額を受け取る。

高等教育機関長らは一増加枠(学生1人)に対する助成が少なすぎると表明した。もともとの計画で予定されている金額5,500ユーロは彼らの視点ではすでに基準値を1,800ユーロ下回っている。旧東ドイツ内の連邦州に対する前配当のおかげで西側に対する融資総額はまた減らされる。

いくつかの大学はあからさまにヌメルス・クラウズス¹(Numerus Clausus 入学定員制限)を更に厳しくして対抗しているが、これは新高等教育法により可能になるものである。ただし、学生定員を追加しなければ、州も国からの助成を受けられない。

SPD教育政策担当のエルンスト・ディーター・ロスマント(Ernst Dieter Rossmann)議員とヨルグ・タウス(Joerg Tauss)議員は連邦と州の大連合はあきらかに成功している、と話している。SPDの押しがなければ、この追加学生枠に対する国家予算は下りなかつただろう。今、連邦州は大学環境を改善する時だ。緑の党は高等教育協定を低く見積もられたと見ており、「承諾されている金額は、質のない安ものの学籍には十分だ。」と、緑の党高等教育政策代表のカイ・ゲーリング(Kai Gehring)は述べた。

ドイツ学生互助会²は国と連邦州に対して、学業に係るインフラの整備においても投資をするよう勧告している。「学生が増えることで、およそ20,000室の学生寮の増設が必要だが、またサービスやカウンセリングの充実も必要とされている。」とロルフ・ドビシャート(Rolf Dobischat)会長は述べた。教職員労働組合³はこの協定を、学籍を巡り高まる需要に対応するせいぜい第一歩を踏み出したにすぎない、と見ている。「国と州は少しでも迅速に再度会談し、Hochschulpakt II⁴について協議しなければならない。高等教育の質は保障されていない。」と組合代表のアンドレアス・ケラー(Andreas Keller)氏は述べた。

高等教育協定の2番目の柱は研究に対しての全額融資(訳注: 研究費に間接経費を上乗せして支援すること)の新方式の導入である。その際、高等教育機関は、ドイツ研究協会(DFG)からの研究費の支払いに応じて、今後、管理費や光熱費、建物使用費などの物件費を補填するために、個々のプロジェクトに対してそれぞれ20%の特別手当(追加式間接経費)を受け取る。そのため国は州に2010年までに7億ユーロを気前よく準備している。全額融資はアメリカやイギリスでは普通であり、今後続けられるべきものである。しかしながら、国は連邦州に財政上の協力をさせたい。

*¹ 入学定員制限

ドイツの教育制度ではAbitur取得者は原則として誰でも好きな大学の志望学科に入るが、定員オーバーとなった場合はAbiturの成績等で事実上の選考が行われる。詳細は[こちら](#)。

<http://www2.dokkyo.ac.jp/~dokkyo004/studium/frame-ryu.htm> (「獨協大学ドイツ留学ガイド」から「ドイツ留学用語辞典」参照)

*² ドイツ学生互助会(Deutsche Studentenwerk: DSW) DAAD辞典から。

*³ 教職員労働組合(Gewerkschaft Erziehung und Wissenschaft: GEW)

http://de.wikipedia.org/wiki/Gewerkschaft_Erziehung_und_Wissenschaft 及び
<http://www.gew.de/Page5372.html> GEWホームページの説明をもとに当センターにて仮訳

*⁴Hochschulpakt II

同協定「第二弾」。実際そのような名前の協定があるわけではなく、今回の決定内容に不服であり次を要検討との表現。

1-4-2) シャヴァーン大臣:高等教育協定は高等教育機関を研究と教育両面において強化する-政府と連邦州が協定に署名-

2007年6月14日 BMBF プレスリリース
ポン研究連絡センター仮訳

連邦教育・研究省アネット・シャヴァーン大臣は、高等教育協定2020の取り決めについて、政府・連邦州、両首脳陣の決議を歓迎している。「“高等教育協定2020”は高等教育を将来飛躍させるために、エクセレンス・イニシアチブに並び政府と連邦州が協働して行うものの最も中心的要素となるものである。これは同時に若い世代の人にとっても、高等教育機関へ進学をするかどうかを決める重要な判断基準(シグナル)となる。」と述べた。

この協定で2006年12月に取り決められた重要なポイントが、法的拘束力をもつ助成協定として実行に移されることになる。これで、確実に2007/2008冬学期に措置をとることができる。高等教育協定により高等教育機関は2005年比で2010年までに合計で91,370名の純増分の学生収容が可能になる。政府は2010年までの融資割当をおよそ5億6500万ユーロ計上しており、連邦州が残りを支給し、全融資を確保する。資金分配については、旧独5州と都市州の高等教育機関入学者数が維持された場合、一括で融資され、各州の実情が考慮されている。資金は前払いされ、2011年以降は実際に追加受け入れをした入学者数をもとに決算を行う。

政府は高等教育機関における研究費として7億ユーロ追加計上する

他には、ドイツ研究協会(DFG)の公募助成を獲得した優秀な研究計画に対しては間接経費を上乗せ(Programmpauschalen)を実施する。間接経費は助成額の20%上乗せ分が2007年1月1日より3つの事業((Sonderforschungsbereiche Graduiertenkollegs Forschungszentren共同研究センター(Sonderforschungsbereiche)、研究センター(Forschungszentren)、及び研究トレーニンググループ(Graduiertenkollegs))に対して支払われ、2008年1月1日からは新規採用課題に対しても支払われる。政府はこのための費用を特別計上しており、その額は2010年までおよそ7億300万ユーロである。

これは既にエクセレンス・イニシアチブで導入され、国際的にも普通になっているように、これは全額助成^{*1}への第一歩となる。研究助成は高等教育機関の教育基盤経費から独立したもので、より効果的に活用されるものである。これはドイツ高等教育機関の国際競争力の確保と拡大に大きく寄与する。

「高等教育協定はエクセレンス・イニシアチブ、ハイテク戦略^{*2}、60億ユーロ計画^{*3}と同様ドイツの学術・研究を世界に通用させるための将来性のあるイニシアチブである。」とシャヴァーン大臣は述べ、研究や開発への資金援助が十分になされていないという報道に対して反論した。

「2006年は予算額88億ユーロのうち85億以上が研究と開発に投資された。これは予算額の97%に相当する。」と強調した。

^{*1} ドイツ語原文は”Vollkostenfinanzierung”前述の、”Programmpauschalen”が、間接経費を上乗せすることを指すのに対し、間接経費を20%に限らず、研究に要した間接経費全額を研究費に上乗せした全経費支援を意味する。

^{*2} ハイテク戦略 Die Hightech-Strategie fuer Deutschland

イノベーション能力の強化のため、連邦政府は2009年まで総額15億ユーロを最先端技術及び技術全体を包括する横断的総合対策のために資金を提供する。このように、技術全体を包括するような事業はドイツにおいて初めての試みである。2010年までにGNPの3%増を目指すEUのリスボン戦略の目標に到達する

ための戦略の一つである。詳細は、次の教育・研究省ホームページをご参照 <http://www.hightech-strategie.de/de/350.php> (ドイツ語)

^{*3} 60億ユーロ計画 das Sechs-Milliarden-Euro-Programm

新イノベーション政策の重要な要素として、連邦政府は、本立法議会開催期間中に、研究開発計画に60億ユーロを追加投資する。この新たな予算はイノベーションと将来の市場に大きな資本流動効果を期待する計画に定められた。初動段階として本年は約6億ユーロ準備された。初動段階は、2006年に開始が決定されるべき計画であったものである。2009年までに本経費は、継続的に増額される予定である。同計画も、EUリスボン戦略の目標到達のための手段として重視されている。詳細は、次の教育・研究省ホームページをご参照 <http://www.bmbf.de/de/6075.php> (ドイツ語)

1-4-3) 高等教育機関協定2020 概要

<http://www.bmbf.de/de/6142.php>

連邦教育・研究省ホームページ (ドイツ語) を参考

<http://www.bmbf.de/en/6142.php>

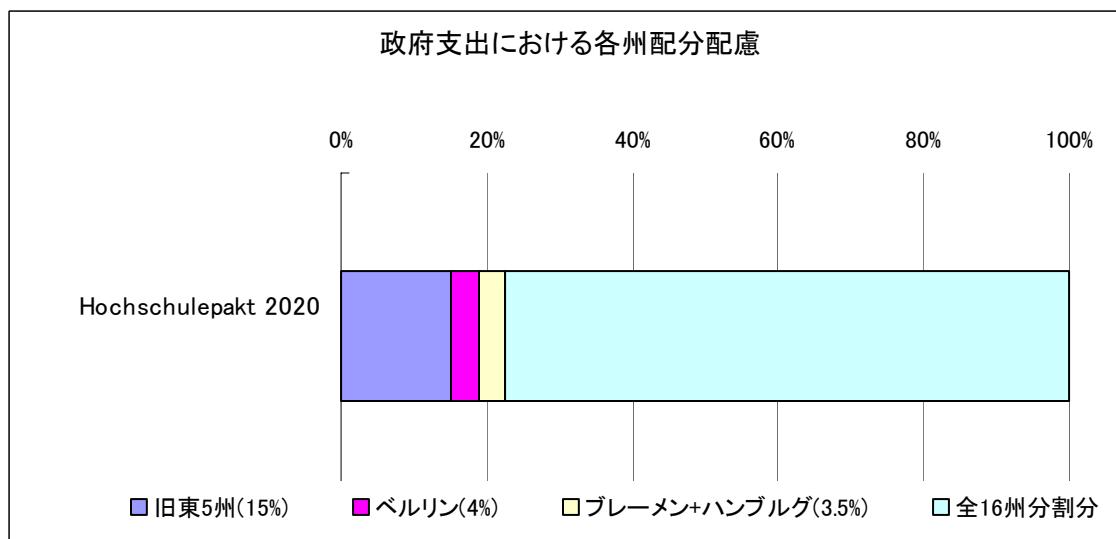
連邦教育・研究省ホームページ (背景部分) を参考

ここでは、連邦教育・研究省（BMBF）プレスの概要を可能な限り図解・要約してみたい。

1. 教育基盤経費 （教育基本方針：Programmlinie Lehre）

連邦州は2010年までに合計で91,370名の高等教育機関入学生を追加で受け入れる。政府は2010年までの融資額にしておよそ5億6500万ユーロを準備しており、4年間で学生一人11,000ユーロを支給する。残りは連邦州が支給し、全融資額を確保する。各州における事情によりその資金配当は次のように考慮されている。

州	配慮	配慮される前提条件	配慮の背景
旧東ドイツの連邦州 (メクレンブルク・フェアポンメルン州、ブランデンブルグ州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州)	2007年から2010年までの政府予算総額の合計15%	2005年の入学者数ベースの入学者数を確保	年齢層別人口比上、既に入学有資格者年齢層の人口は減少している
ベルリン	政府予算の4%	2007年から2010年までの入学者数の年平均が19,500名	
ブレーメン及びハンブルグ	両都市州併せて政府予算の3.5%。	2005年の入学者人数ベースを確保。これ以上受入た場合は、他州と同様の計算	第1学期の受入枠を既に明確に提示している(dpa Nr.25/2007)



政府資金は前払い式で提供される。2011年以降は（上記のような特別配慮を施さず全ての州について）実際に増加した入学者数をベースに決算を行う。それにより各連邦州は、今後の計画に確実性を持て、学生を追加受け入れた分は政府の資金が配分されることが保証される。

助成金の使用用途には、特に高等専門学校の受け入れ割当てを増やすことと教授職やその他の地位及び新たに設置された地位に於ける女性の割合の拡大に重点を置く。

2. 間接経費導入 （Finanzierung von programmpauschalen）

ドイツの高等教育機関は国際比較競争の中で研究業績を以て更に強力に知名度を上げなければならない。更なる挑戦を前にした大学で研究する学生がさらに増えれば、研究が活発化し卓越性が

強化されるに違いない。そのために高等教育協定の2番目の柱「間接経費の導入」が考慮された。つまり、研究プロジェクトに全額融資の最初の地点についていたことで、高等教育機関における研究は継続的に強化されるということである。その際ドイツ研究協会（DFG）によって助成されたプロジェクトは助成総額の20%を上乗せした分の間接経費を受け取る。2007年から2010年まで政府はその費用を100%負担する。間接費用は2007年以降、共同研究センター（Sonderforschungsbereiche）、研究センター（Forschungszentren）、及び研究トレーニンググループ（Graduiertenkollegs）に対して、2008年以降は、その他のDFGが助成する新規研究課題に対しても支払われる。

3. 背景

＜教育の基盤を整備する必要性＞

研究能力及び質の高い労働力が一国の社会的、経済的発展の鍵を握る。したがって、高等教育を受けた者の需要は伸長しており、将来も伸びることが予想される。同時に、高等教育機関入学有資格者数が現時点での入学定員に対し伸びることも予想されている。

＜研究の質向上を機関として図るための措置をとる必要性＞

高等教育機関は、ドイツに於ける研究の重要な部分を担っており、経済活動にとっても重要である。若手研究者は高等教育においてその能力を身につけるのであるから、若手研究者が研究に参加することは、高等教育機関が研究を取り巻く環境において特別な地位を得るために自然の道理である。

＜高等教育機関が直面する外的要因・圧力＞

- 1) 高等教育機関入学有資格者数の増加
- 2) ボローニャ改革に沿った包括的近代化圧力-バチュラー、マスター制度の導入
- 3) 卓越性の基準の多様性の拡大、自立と競争の激化に備える必要性

＜協定の目的＞

上記の必要性に応え、高等教育機関が直面する問題を解決するため、学術における次世代に教育訓練の機会を確実に提供し、研究の効果・能力を確実にあげること。^{*1}

＜これまでの経過＞

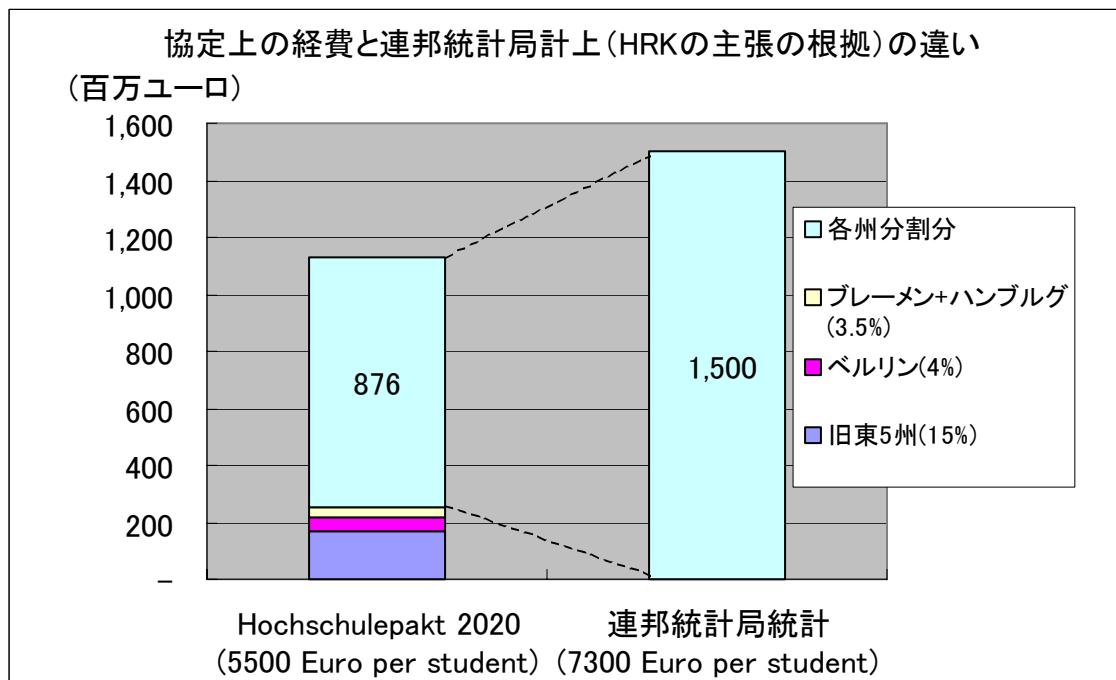
年月日	事柄
	連邦・各州教育研究大臣が各州研教育研究省次官に協定草案の具体化を委託
06.11.20	連邦・各州教育研究大臣会議。同年12月13日の連邦・各州首相会議への提出版に合意
06.12.13	首相・各州首相会議開催。協定案に合意。07年6月正式合意に向け作業を決議
07.06.14	首相・各州首相間で協定に正式合意・署名

*1 「学術における次世代に教育訓練の機会を確実に提供し、研究の効果・能力を確実にあげること。」ドイツ語原文は”zur Sicherung der Ausbildungschances der Naechsten akademischen Generation und der Leistungsfaeigkeit in der Forschung”英語訳は、”to secure the training opportunities of the next academic generation and ensure the efficiency of the research.”

1-4-4) 高等教育機関長会議(HRK)はどう受け止めているか

http://www.hrk.de/eng/presse/95_1972.php
 HRKホームページ（2005年5月4日プレス・リリース）を参考
http://www.hrk.de/eng/presse/95_1982.php
 HRKホームページ（2005年6月11日プレス・リリース）を参考

高等教育協定では、政府配分額と各州拠出額は同額である旨記載されているが、政府配分時に計8州分に特別に配慮される経費の計算額を引いた分を学生数で配分する。3)の、政府のプレスには、明確な記載はないが、各州は、政府から配分される金額と同額を負担すれば良い。したがって、残りの旧西ドイツの都市州以外の8州は自州にある高等教育機関に於ける学生収容分の割当金額は、連邦政府からの配分額が減ったからといって、積算根拠と同じ学生1人あたり年5,500ユーロを確保するために補填しなければならないわけではなく、各州は、連邦政府配分額と同額を拠出すればよい。したがって旧東ドイツ及び都市州への特別の配慮分(下図参照)があることによって、残り8億76百万ユーロ(下図左グラフ水色部分)を学生数で除することとなる。このため、事業規模の算定基準は、学生1人あたり年5,500ユーロであっても、都市州以外の旧西側に於いては、学生1人あたり経費は減額され、年5,500ユーロが達成されず、積算基準は、学生1人あたり年4,260ユーロとなってしまう。



HRKの5月4日総会において発表及び議論されたHRKによる調査結果によると、更に、連邦統計局(Statistisches Bundesamt Deutschland(StBA):Federal Statistic Office)においては、学生1人あたりに真に必要な経費は年7,300ユーロであるとの結果が出ていることから、実質的には学生1人あたりにつき年3,040ユーロ計が必要経費に満たないまま積算基準となる。この部分をHRKは「協定のコンセプトは高等教育機関にとって計り知れないリスクをもたらす」^{*1}と指摘している。

この他、HRK調査をもとにした指摘は、具体的には次のとおり。

高等教育協定2020は、第1段階においては、2010年までしか言及していないため、各州は2010年までしか(財源に関し)言質を与えていない。2010年以降にも受け入れた学生に関する継続的財政援助を約しているのは、ヘッセン州のみである。HRKとしては、すべての州の高等教育機関が、質の高い人材を獲得し得る方策など、計画の確実性を与えられることが絶対に重要である。と見解を示している。

この方針では、現時点では教員が足りない場合でも、旧西側11州のうち都市州3州以外の州では、各高等教育機関が、スタート水準は、例えば教育負担を上げたり、高等専門学校ではカリキュラ

ムを減らしたりして、自助努力して確保せねばならない。そのような（訳注：教育の質を下げることで補われるような）計画は甘受し難い。

また、算出根拠の問題として、次の点が挙げられている。1) 高等専門学校と総合大学がほぼ同基準で入学定員を増やさなければならぬこと（高等専門学校と総合大学は、州により相当の差があるにも係わらず）。2)（工学や自然科学のような）費用が係る分野と（芸術、人文社会科学のような）少なくて済む分野の間に、ほんの一部にしか差が無い。

高等教育機関が抱える難問は更に、1) 高等教育機関は、教育プログラムを増やさなければならぬが、その評価は、学生定員枠が必要に見合っているか否か、としかなされないこと。2) 学生収容数が目標に達しれなければ、たとえ、個々の機関においては、不可抗力の理由であったとしても、その機関は、援助経費を返済しなければならぬこと。などが挙げられている。

上記調査結果を踏まえ、HRK 総会は6月の協定締結を前に、各州教育研究大臣宛、概略次の要望書を提出した。

1. 連邦州は、少なくとも高等教育協定に定義づけられた義務を果たすため、今後増員する学生「Undergraduate」の教育費用の全学を定員1人あたり年5,500ユーロの平均コストの基準で確保しなければならず、したがって、州負担分の額を増やさなければならぬ。そうでなければ、大量の学生達を台無しにするに等しく、よって高等教育機関はこれを甘受出来ない。「Undergraduate」とは、学術研究のコースを始めて受ける学生を指すことは言うまでもない。
2. 2005年始段階の収容定員を下回った場合、その分は高等教育機関が全て負担するという計画は改定しなければならない。
3. 連邦政府も州政府も、例えは、少なくとも、質の高い人材を得るために計画確実性^{*2}を高等教育機関に与えるため、2010年までのみならずそれ以降に入学する学生も継続的に支援することを今の時点で約束しなければならない。
4. 如何に綿密に計画を立てても、学生定員の需給関係の隔たりは避けられるものではない。これが需要ベースの支援システムが基本的に正しいアプローチというである理由である。問題の多い高等教育協定の1期と2期の連邦資金の精算は不要である。しかし、高等教育機関が学生の収容能力を挙げるために事前の資金繰りをしなければならなかつたり、短期雇用契約しかできないと言うことになつてはならない。どちらも、そのようなことになつては教育の質に無責任な打撃を与えることになる。需給の乖離は、如何なる状況に於いても高等教育機関のみに非を被せてはならない。^{*3}
5. 将来、勉学希望者は、更に激しく流動する。高等教育機関側はこの問題に、州と協力して適切なプロモーションに取り組む準備がある。

また、6月11日にHRK議長のProf. Dr. Wintermantelは、ドイツ大学教員連盟（Deutscher Hochschulverband – DHV）会長のProf. Dr. Kempenと共に、連邦政府及び各州の更なる投資を次のように要求した。

入学定員枠を増やさなければならないことは認識出来るが、そのために割り当てられている経費は少なすぎる。と主張している。前述のとおり、連邦統計局による本来必要な学生1人あたり費用と実際に支給される経費の差が、特別配慮分（1億2,700万ユーロ）が設けられたため、更に開き、各州負担分もそれに応じて低く設定されているからである。両者は、「結果、入学定員枠増は、教育の質が犠牲になることが分かっていながら受認されたものであることは明白である。」^{*4}と強調した。

2011年以降の財務上の記載が無いため、高等教育機関は、必要な教員の配置などを開始できるような計画確実性が無い。「常に、研究に費やせる時間が少なくなっているところこれ以上の教

育負担は受容できない。しかし、学生は、研究成果を踏まえた常に最新の情報を元にした確固たる学術的訓練を受ける権利を有する。教員の補充がなければ、高等教育機関はもう運営不可能である。」

特に教授職が更に必要であるということも含んでいる。例えば、総合大学だけを取っても1995年以来1,500人の教授職が経費削減のため無くなつた。「これを取り返したい。」「こんにち、ドイツに於いて教授1人が受け持つ学生は60人である。これ（訳注：過重教育負担）は、国際競争力の観点から重荷である。対策を打たねば状況は悪化する一方である。我々はこれを許すべきではない。」

両者は、来るべき（6月14日の）首相・各州首相会議に連邦教育・研究省シャバーン大臣が発表することを歓迎している。バチュラー・マスター制度への以降のために適切な追加財務措置を検討することを期待していた。（訳注：高等教育機関による自助努力でなく）経費の追加以外に教育訓練の質を確保出来ないからである。万一、1970年代及び80年代のように、高等教育機関が、予測されているような今後の学生の急増に十分な財務資源もなく対処しなければならぬとしたら、全国的な入学制限が、若者達の真っ当な学習を受ける権利を確保出来るようにするために高等教育機関に残された唯一最後の緊急手段である。

「我々は、高等教育入学有資格年齢人口の40%^{*5}に提供するための質の高い学術的訓練に内在するチャンスを我々はうかつにも見過ごしてはならない。経済が好調で税収余剰があるにも係わらず、「知」に投資しないのは、この国の将来を棒に振ったも同然である。」

^{*1} 5月4日HRKプレスリリース。ドイツ語原文は“das Konzept des Paktes führt zu unkalkulierbaren Finanzrisiken für die Hochschulen”（原文は主述倒置している）。英語訳は“the underlying concept for the Pact leads to incalculable financial risks for the universities.”

^{*2} ドイツ語原語は“Planungssicherheit”、英語翻訳は“planning certainty”。長期計画を立て得る安心感、安定感が求められるときには多く、この文脈に於いては、2010年までの一時的予算措置では質の高い人材雇用をすることが不可能であるため、確実な長期的予算措置を要求していることから、「計画確実性」と仮訳した。

^{*3} 例えば、NRW州に置いては、学生数は減少しており、これは授業料導入による各種影響を見る向きもある。

今夏学期学生数は、前年度比3.4%減、また州統計局の報告によると、今夏学期入学者数は、前年度夏比9%減、前冬学期入学者数の減を併せて、授業料導入から1年で入学者数は6.5%減となった。(„Zahl der Studenten in Nordrhein-Westfalen sinkt um 3,4 Prozent“, „dpa“, Nr. 24/2007, 2007年6月11日, 23-24ページ) 授業料の導入は州の方針で、個々の高等教育機関には非が無い。定員枠増（供給増）をしても別の要因により定員枠を充足出来ないとの例としては、このようなことが挙げられよう。

^{*4} ドイツ語原文は“Damit ist klar, dass ein Ausbau des Studienangebots zu Lasten der Qualität bewusst in Kauf genommen wird。”英語翻訳は“This makes it clear that the increase in study places was deliberately accepted at the expense of quality.”

^{*5} ドイツの高等教育進学率が40%であることを受けている。

1-4-5 ドイツ研究協会(DFG)はどう受け止めているか

http://www.dfg.de/en/news/press_releases/2007/press_release_2007_35.html

DFGホームページ（2007年6月14日プレス・リリース）を参考

http://www.hrk.de/eng/presse/95_1982.php

HRKホームページ（2005年6月11日プレス・リリース）を参考

間接経費を支給するDFGの反応としては、概ね前向きで、プレス・リリースに於いても、「DFGは間接経費の導入を歓迎」と題し、会長のProf.Kleinerの言葉「研究の促進と、優秀な研究者へのインセンティブ」と副題を付している。協定締結日である6月14日のプレスの内容は概要次のとおり。

DFGは研究費への「間接経費上乗せ」の導入を歓迎する。DFGのKleiner会長は「高等教育協定2020」の一部である間接経費の上乗せ分への経費の支給に関する首相及び各州首相が合意したことを受け、「これは重要な一步で、研究を促進し、成功した研究者と大学に対する見返りである。」と述べた。

間接経費を上乗せして支給することで、今後、DFGが助成する研究課題には各助成額の20%が追加されることになる。間接経費は、試験施設の維持費、研究室の借料、ソフトウェア・ライセンス料、一般管理費及び雑費等の研究課題に間接的に関係がある経費に当てることができる。これまでまでは、間接経費部分は大学等研究機関が自費で賄わなければならず、実際の研究に経費を利用できなかった。「本質的に、間接的にかかる経費は、強力な研究機関に対するペナルティだった。」とKleiner会長は思い起こす。「大学がDFGから外部資金を得ると、その分余計に間接経費分の資金を自分たちで稼がなければならなかつた。（外部資金獲得競争は）一番成功した者が最も高いコストを払わなければならぬ、引き合わない勝利だつた。」したがつて、DFGは将来的には全費用を賄うという考え方を支持してきた。

Kleiner会長によると、間接経費も含めた研究費全額支給制度の導入は、今や達成されつつあるが、これで大学等研究機関が研究活動の強化や、国内外における卓越性を向上させるインセンティブを高められる。このことは既に研究に於いて高い名声を有している研究機関やDFGからまだあまり外部資金を獲得していない機関にも等しく当てはまる。「間接経費の導入は研究の競争力も高める」とKleiner会長は強調した。

高等教育協定2020の署名され、DFGが支援している(Sonderforschungsbereiche Graduiertenkollegs Forschungszentren 共同研究センター(Sonderforschungsbereiche)、研究センター(Forschungszentren)、及び研究トレーニンググループ(Graduiertenkollegs)には本年20%の間接経費を、他の助成事業の新規課題も2008年から関節経費が付加される。

協定締結後、DFG会長は連邦政府の長に謝意を示したが、連邦政府が2010年までの間接経費を支弁するためである。Kleiner会長は、この経費が、別の事業をスクラップしたのではなく、追加的に支弁されることを評価した。大学等研究機関に於いても州にとつても、スクラップ・アンド・ビルトによる経費措置でなかつたことが實に重要である。DFGは、将来的に大学等の管理部門や参加する研究者が間接経費の使途を共同で決めることが望ましいと考えている。

最後に、Kleiner会長はこれはまだほんの最初の段階であると指摘した。「多くの研究課題や事業において、実際に係る間接経費は20%よりずっと多く係る。」多くの国では、実質的にもっと高い間接経費が支給されている。例えば英国に於いては、50%以上、米国においては70%から90%が通常研究費に加えて支払われている。「したがつて、ドイツに於いても国際競争を視野に入れているのであれば、平均40%は割り當てられるように努力しなければならない。」とのこと。

♪1-5「研究者に対するサービスが向上すると大学の研究の質も向上する。」 (フンボルト財団フリューバルト会長) —フンボルト財団、ドイツテレコム財団、公益法人学術寄付連盟共催による「Welcome Centre」にかかる経過報告—

2006年5月31日フンボルト財団に於ける経過報告会

2006年5月2日マールブルク大学訪問

2006年5月21日ボン大学訪問

2006年5月23日ボーヘム大学訪問

各大学「Welcome Centre」ホームページ（「参考ウェブ」ご参照）

前回の報告（「ぽんぽん時計 Nr14.Nr15」）に引き続き、我が国の大大学国際戦略本部強化事業の一部と類似したドイツの「Welcome Centre」について経過を報告する。

フンボルト財団は、他の2財団との共同出資により、大学に於ける研究者の流動性を高めるための方策として、「Welcome Centre」という事業を開始。パイロット・モデルとして全国の大学に公募した結果、3大学（ボン大学、ボーヘム大学、マールブルク大学）が採択され、2007年1月から同事業が実施され、各大学は特に、外国人研究者が来独直後に直面する様々な問題を大学として如何に解決し、外国人研究者をサポートし得るかに関し、各大学独自の試みを開始した。5月31日から6月1日にかけて、開始から約半年経過した各大学の試みに関し、経過報告会が開催された。同報告会の開催前に、各大学にインタビューを行っているので、その結果を併せて形で報告する。

各大学のそれぞれの試みに於いて大きく共通するのは、経費支援が2年間であることから、新たな常勤職員を多数雇用するのは困難であるため、いかなる組織を構築できるか。に重点が置かれている点にある。どの大学に於いても、事業の「sustainability」は取組み構築の大きな前提であり、したがって、各大学で同事業に専門に取り組める人員は、1人から2人程度で「少ない人員、少ない経費で「どこからかの無償協力」を如何に取り付けるか」、が「Welcome Centre」組織構築の鍵であると認められる。それぞれを取り巻く環境は異なるとはいえ、運営費交付金が削減され続ける日本の大学にも参考となればと思う。

同事業は、大学国際戦略本部強化事業が目指すところと同様に、「個々の研究者、研究室が個別に対応していた国際交流を、大学による組織的国際交流に変革し、推進すること」を目的としており、個別対応による重複を回避することが望まれている。特に、「Welcome Centre」に於いては、外国人研究者がドイツにおける研究にスムーズに取り係る方法を模索することが、学内における研究の質向上に欠かせないものであるという認識に基づき、組織構築がなされている。つまり、研究そのもののCOE構築が進んでも、外国人研究者が滞在しにくい状況であると、外国からの知識が集積されない、ということを共通理解としたうえで、より外国人研究者及びその家族が滞在しやすい環境を整備することが本事業の目的となっている。この点は、AvHのフリューバルト会長が2007年1月の年次総会に於いて「Welcome Centre」の意義として、端的に語っている。“Die Serviceleistungen für Forscher sollen auf das Niveau der Forschungsqualität der Universität gehoben werden”（左英語訳からの拙訳：「研究者に対するサービスが向上すると大学の研究の質も向上する。」）

したがって、大学国際戦略本部強化事業が支援する取組みの一部と共に箇所もありながら、ドイツでの取組みは、大学の国際的 Visibility を高めることよりも、流動性を高めやすい学内環境整備を図ることにこの事業の重点が置かれている。

なお、インタビューの結果、どの大学においても毎年何人程度の外国人研究者が同大学を訪問しているか、という点については大学本部は承知していない。学籍の把握と異なり、訪問開始時や訪問期間が一律でない外国人研究者の受け入れに関しては、把握の状況は芳しくないようである。

また、外国人研究者の受け入れ支援のほか、大学の国際的取組みにおけるガバナンス、国際的観点に立った中期的目標の設定、外部経費の取得、職員の国際感覚の涵養と言った点は、ドイツの大学に於いても今後の課題として関心が高い。特に、職員の国際感覚・言語習得に関しては、「うちもそうです。」と半ば嘆息めいた反応があった（ただし、ドイツは一般に日本よりも英語をコミュニケーション手段とする人口が多く、習熟度も高い。）。

したがって、インタビューを実施した大学に我が国の大大学国際戦略本部強化事業を紹介すると、必ず高反響があり、日本に於ける取組みを是非紹介して欲しいという声が挙がった。

採択大学のそれぞれの試みは次のとおり。前回の報告に詳述したグッド・プラン以外に、各大学に特徴的な組織作り及び「Welcome Centre」の取組みをサポートする集団」がそれぞれいるため、これらを中心に大学の報告をしたい。

【ボン大学】

学生数：27,500人

　　外国人留学生数：4,100人

教授数：513人

　　外国人研究者数：未掲載

他のアカデミックスタッフ数：1,632人

技術職、大学病院関係者、事務職員数：4,407人

＜組織＞：外国人研究者のニーズのデータ解析を基にした学内外に働きかけを目指す

ボン大学の「Welcome Centre」は「Bonn International Scholar Services(BISS)」という。ボン大学は、前年から既に同様の試みに着手しているため、他の2大学と比較して大学内の組織編成がある程度進んでいる印象がある。到着前、到着直後、滞在中の3段階に区切り、必要な情報を割り出して既に大学のWebへの掲載がほぼ済んでいる状態である。

組織の在り方としては、大学国際戦略本部強化事業経過報告に於ける類型としては、「集中管理型」に近い。外国人研究者の質問に対するスイッチボードとして適所へ受け渡しつつ、寄せられた問題点の収集・分析する。

同大学の取組みで最も特徴的なのは、同大学を訪問する外国人研究者の状況把握（期日、期間、個人か家族か等々）から開始し、データをウェブ上で集積する手段を以て、学内の環境改善の他、学外の外国人局、市当局、プライベートセクターに対し、外国人研究者のニーズをデータ解析結果を以て説得に当たり、外国人研究者にとって、より住みやすい大学の周辺環境作りを試みようとしている点にある。

また、他の大学以外の研究機関等（MPGの研究所、国連大学等）を訪問中の外国人研究者のデータも同機関と協力し、「ボン近辺の外国人研究者のニーズデータ」として同様のロビー活動のための幅広いデータ収集を実施することも検討している。このような互恵効果によるインセンティブを高め、「外国人研究者にとって住みよい街作り」が目指されているところに、高い効果が期待出来る。

＜サポート集団＞：サポートする学生に「Certificate」を発行

サポート集団は、学生である。ボン大学においては「Welcome Centre」の取組みに対して協力した学生に対して「Certificate」を発行し、単位を得ることはできないが、就職に有利なように、履歴書に「同取組みに関し「Certificate」を取得」と記載出来るようにしている。ボン大学における「Certificate」授与の取組みは、アメリカのカンザス大学に於いても取り組まれているもので、ボランティア活動が就職に有利に働くアメリカやドイツのような社会においては、学生のインセンティブを獲得しやすい。

【ボーヘム大学】

学生数：約18,000人（博士課程後期在籍者を含まない）

教授数：約370人

（上記以外の定員内研究・教育職：2,000人、定員外研究・教育職：1,600人、

技術職員・事務職員：2,400人)
外国人研究者：年約300人程度（同大学職員推定）

＜組織＞：「マトリックス」を用いた部局及び学外組織との連携

ボーヘム大学は、学内組織として目指すところは、大学国際戦略本部強化事業中間報告に於ける類型としては、多部署間の連携・融合度の高い「部局支援型」を計る試みに近い。大学内の互いの組織が Welcome Centre を支えられるよう、連絡組織体制を構築し、ボーヘム大学では、これを「マトリックス」と呼んでいる。

同大学を訪れる外国人研究者のデータ集積をはじめ大学組織構造改革そのものに関する、大学内外の理解を得ることからスタートしている。ただし、組織構造改革が全学を取り込む物になるため、まず「外国人研究者宿舎」の管理・サポートから取組み、徐々に拡大する予定である。

A v H 担当者の話によると、4月半ば時点では、「ボーヘム大学の取組みは、他大学からの関心を最も多く集めている。」とのことである。これは恐らく、大学の全組織を Welcome Centre の導入による改革に取り込むケースとして、他大学のスタート地点に近いせいではないかと思われる。

同大学の取組みにおいては、したがって、大学内部における理解・関心を高めるために、各研究科、人事課等との二者会議を頻繁に重ね、また、ドイツでは入国してから査証申請をするため、査証取得問題は、必ず長期滞在者に発生する。この問題の解決のため、外国人局等の学外組織との二者会議も頻繁に実施したうえで、6月に合同会議を実施する予定のことである。このことにより、学内のワン・ストップとしての Welcome Centre の周知をはかり、外国人研究者が各機関担当者のどこに最初のコンタクトをしても、必ず滞在に必要な情報を得られるプロセスを形成しようとしている。

＜サポート集団＞：サポートする学生に「Diploma Supplement」への記載事項付加

また、ボーヘム大学では「ボローニャプロセス」において促進を求められている「Diploma Supplement」に「国際協力の経験」を記載できるよう検討している。学生にとっては専門外の付加資格ではあるが「国際協力の経験」を全欧的に認知して貰えるため、学生による協力インセンティブを高めることができるところである。

この、「Diploma Supplement」への記載事項として付加するという発想は、ヨーロッパ全土で「何を勉強し、どのレベルであるか」を比較できるためのコメントとして記載されるものであり、全欧的に認知されるものである新しい取組みである。したがって現時点では前例が無く、各大学の関心はそこに集まっているとも推量でき、興味深い。

なお、「Diploma Supplement」については、最下に参考ウェブを掲載してあるので、ご参照いただきたい。

【マールブルク大学】

学生数：約19,000人

内　　外国人ポスドク	131人
外国人プレドク	124人

教授数：358人

外国人研究者：88人に

＜組織＞

マールブルグ大学の「Welcome Centre」も、学長室直下の国際課に属する。このセンターで担当する職員は、常勤職員1名と半日勤務の職員2名である。現在は、同大学の組織を知らない外国

人研究者が「「Welcome Centre」」を容易に探し出せる方法を検討中である。学内の本部や部局に協力を呼びかけている途中で、現時点ではどのような形に落ち着くか、又は新たなものになるのかは分かりにくい。

＜サポート集団＞：ボランティア退職教授による同じ立場のサポート

受入研究者による個人的ケア負担の軽減のため、査証取得や、住宅検索等に関しては、Welcome Centre職員が担当し、学生のための「電話相談」を研究者にも対象を拡げたり、インターネットサイトを充実し、「個人的情報・支援システム(PIUS)」サイトを通し、大学本部、部局、外部関係機関（外国人局等）からの新規情報を更新などの他、同大学のサポート集団の在り方は、上記2大学と大きく異なる点がある。

同大学の他の大学に無い試みは、「Welcome Committee」という、退職教授による集団である。退職教授は、外国人研究者の社会への統合（Social Integration）を促す役割を期待されている。

「外国人研究者は、研究者の立場の人々がサポートすることで、安心感を得る。」という理念に基づいている。

間接的な精神的サポートも含め、退職教授にボランティアによる生活アドバイス協力を依頼する。自分自身が外国で体験した苦労を経験として持ち、或いは、外国人研究者を受け入れたことにより、外国人研究者がドイツで感じた苦労を分かちた経験を持つ退職教授が気の利いたサポート（到着日直後は自宅に招き食事を共にする、銀行や店に直接案内できる等）を実施することを期待しているものである。年配の教授によるサポートであることから、外国人研究者が精神的安心感を持てるこも利点である。75歳以下の退職教授は300名程度千存しており、このリストから、専門が近い研究者を選択、マッチングさせることをWelcome Centreが実施する。

学生によるサポートを得るためのインセンティブとしては、同大学も「Diploma Supplement」への記載事項として付加することを予定しており、同大学の学生も国際課がトレーニングを実施し、ピックアップサービスや、日常生活の不便へのサポートを手伝うよう「Personal Support-team」を構成してはいるが、退職教授の協力インセンティブを如何に引き出すかは今後の課題かと思われる。また、退職教授の経験や性格には必ずしも均一性が期待できないことから、サポートの不均一が生じる可能性がある。最低限のサービス・クウォリティに関するオリエンテーションや、グッド・プラクティスの研究やその結果の共有が必要と考えられる。

なお、同様の取組みは、アメリカにおいては、スタンフォード大学で成功している。

＜まとめ＞

全体的には、外国人研究者の受入支援に関しては、査証取得、住宅探索、子供の保育園や学校の情報等の事前及び入国直後の必須事項は各機関ほぼ共通しており、一様にウェブに情報を載せている。この情報の提供に係る、より緻密なサービスを如何に組織的に提供するかが大学毎の独自の背景やリーダーシップに応じて取組みの違いが生じているように見受けられる。中央にワンポイントサービスを置き、情報の集中を計り、それを戦略的に活かすボン大学の組織作りと、ワークシェアと学内 visibility向上をめざし、他部局との連携を重視するボーヘム大学の組織作りは、どちらも意欲的である。

また、大学全体としてのサポート体制作りの一環としてどの大学も一対一のサービスを検討しているのは興味深い。学生にインセンティブを与えてサポートするか、退官教授のボランティアを募るかが、方法の違いとして現れている。しかし学生であれ退官教授であれ、人的サポートは、個人の資質によるところが大きいため、大学が最低限のサービスやグッド・プラクティスを如何に提供出来るか、が「外国人研究者のため」の取組みの成功を左右するのではないかと推量する。

なお、同経過報告会には、約100名の国際担当課長等が集まった。大学のみならず、研究所、各省労働局関係者なども滞在許可証発行に問題があるケースの増加を想定してか、(同日に、査証発行方法の変更にかかるプレゼンテーションもあった。) 参加しており、またルクセンブルク大学やノルウェーのオスロ大学からの参加もあった。

次回の経過報告会は、12月13日及び14日にボンで開催される予定。

なお、ボン大学による報告会説明に対して他大学から挙がった質問と、他大学による実務的取組みについて参考として掲載する。

出席者からの質問とそれに対するボン大学からの回答

- ・BISSとボン大学の学部との仕事分担はどのようにになっているか
→まだ明確な線引きはない。家探しなどは BISS が個別にはできないので、学部において問題が発生した際に BISS がサポートするというのが大切と考える。
- ・ゲストハウスはないのか
→あるが、今は1つしかない。他の1つは廃止となった。
- ・廃止となった理由は
→高すぎたため。また、この寮はボン大学同窓会のものであったのであり、ボン大学のものではなかった。
- ・Familientagなどのイベントについては、外国人研究者はドイツ人と交流する機会を得たいと考えているが、外国人同士しか集まらないのが問題なのではないか。1対1でドイツ人に会わせるなどしてはどうか。
→イベントにはドイツ人研究者も一応招待している。
- ・ビザ等に係る書類の記載について BISS は具体的にはどのようにサポートしているか
→個別に対応できないので、記入例を示している。
- ・ボン大学は国際的な大学だと思うが、事務スタッフも英語はできるか
→はっきりとは分からないが、できる人ははある程度はいると思われる。これから課題で、事務スタッフの英語レッスンなど聞く必要があると考える。
- ・学部が研究者の情報を BISS に届け出でどのような利益があるか
→BISSからの情報発信、学部の大学内における国際的イメージ向上およびそれによる資金援助の機会の増大。

出席者から提示された、他大学の活動例

- ・Magdeburg 大学では、イベントに時間に比較的余裕のある退職教員を招待し、外国人研究者と引き合せている。
- ・Münster 大学ではドイツ人研究者の配偶者グループが外国人研究者の配偶者をサポートし、月に1度会合等を開いている。
- ・Münster 大学では同じ国出身の研究者が税金の手続きなど手助けしている。
- ・Magdeburg 大学では契約書関係は必ずドイツ語で記載しないと法律的に問題がある。インフォメーションとして英語版を添付している。
- ・Karlsruhe 大学では、事務が外国人留学生や外国人研究者のパスポートやサインを集めて、一括して大学が外国人局などで手続きを行なっている。

参考サイト：

フンボルト財団 Welcome Centre :

<http://www.welcome-centres.de/>

ボン大学 (Bonn International Scholar Services) :

<http://www.uni-bonn.de/Internationales/Gastwissenschaftler.html>

ボーヘム大学(Welcome Centre) :

<http://www.ruhr-uni-bochum.de/welcome-centre/en/index.html>

マールブルク大学(Welcome Centre) :

<http://www.uni-marburg.de/internationales/welcome>

Diploma Supplement :

http://ec.europa.eu/education/policies/rec_qual/recognition/diploma_en.html#2

インタビュー:

マールブルグ大学

5月 02日 対応者 : Komm 国際課長、Kienle ウェルカムセンター担当職員

ボン大学

5月 21日 対応者 : Krickau-Richter 国際課長、Impekoven 国際副課長、Odentahal BISS 担当職員

ボーヘム大学

5月 23日 対応者 : Sprung 国際課長、Tredota ウェルカムセンター担当職員

♪1-5 ドイツは如何に国際的に優秀な研究者を惹きつけ得るか

http://www.humboldt-foundation.de/en/aktuelles/presse/pn_archiv_2007/2007_18.htm

http://www.humboldt-foundation.de/en/aktuelles/presse/pn_archiv_2007/2007_16.htm

(フンボルト財団 2007年6月11日 プレスリリースボン研究連絡センター仮訳)

現在の欧州の研究環境としては、米国等との競争のみならず、欧州間に於いても FP 7 に於いて、ERC が設置され、機関規模による研究者獲得競争が一層熾烈になっている。フンボルト財団は、外国からの研究者の受入及びドイツの研究者の派遣を長年実施してきており、研究者にとって何が魅力であり、何が彼らの異動の弊害であり、組織の在り方としての弊害であるかを、元フェローへのアンケート調査により具体的に明らかにすることを試みている。日本の研究者受入環境とは必ずしも一致しなくとも、興味深い報告であるため、全文仮訳を載せる。

—フンボルト財団 2007年6月11日 プレスリリース—

機会の増進、業績インセンティブの向上、ハイリスク研究支援の増加、硬直組織の緩和

フンボルト財団が国際的に優秀な研究者をドイツに惹き付ける方法-「10か条計画」-を推奨

ドイツは、国際競争力を付け、最も優秀な研究者を海外から呼び寄せるにあたり更に競争に打ち勝たなければならない。これは、毎年 1800 人の一流研究者及び若手研究者の交流を支援しているフンボルト財団が出した結論である。研究者の国際化を促進する機関としての経験と、ドイツ及び国際的ネットワークからのフィードバックを元に、フンボルト財団は、10か条からなる計画を提案する。

フンボルト財団のGeorg Schuette事務総長は、「フンボルト財団はドイツへ優秀な研究者を呼び込む戦略を、具体的に改善し、弾みを付けるため、本報告をまとめた。 ("The Foundation's objective in this paper is to achieve concrete improvements and give impetus to a location strategy for research policy") 」とコメントした。本報告の真髄には、研究業績を上げた分の見返りを増やし、競争を増やし、リスクをより多くした上で、役所仕事を減らすことが挙げられている。Schuette事務総長は「スタッフの任命方法が硬直的で、報酬が魅力的でなく、人事が役所的で、若手研究者に未来への希望が無いのではないか、など、どこを改善し、外国にどう倣えばよいのかは、国際比較をすれば分かる。」とも発言している。

高等教育協定 (the Pact for Higher Education : der Hochschulpakt) 、エクセレンス・イニシアチブ (the Excellence Initiative: die Exzellenzinitiative) 、研究・イノベーション協定 (the Pact for Research and Innovation: der Pakt für Forschung und Innovation) は全てドイツの研究政策に何かが起こっていることを示している。このようなアプローチは強化拡大しなければならない。Schuette事務総長は「大学、研究機関、研究政策の目覚めの時である。

("It is time for an awakening at universities, research establishments and in research policy") と主張している。フンボルト財団は、「10か条計画」のような構想を打ち出すことでこの啓蒙活動に貢献し、フンボルト財団が築いてきたネットワークによる専門知識を活用することを目指している。「10か条計画」は、次に掲げるとおりである。

どうすればドイツは、最も優秀な研究者を惹き付ける国際競争に勝てるか？

フンボルト財団「10か条計画」

ドイツの大学及び研究機関は最も優秀な研究者を獲得するのに今まで以上に困難な競争に直面している。優秀な研究者は世界中から引き合いがあるものである。次に掲げる10か条は、フンボルト財団がドイツ内外の同財団のネットワークから得た研究者の要望をまとめたものである。

1. 研究者にもっと職を

ドイツの教授は平均63人の学生を指導している。この数字は、国際的にトップレベルにある大学の教授の2倍以上の負担にあたる。EUのリスボン戦略における目標を実現するには、ドイツは研究者の職を新規に70,000ポスト作らなければならない。高等教育協定 (the Pact for Higher Education) と、研究・イノベーション協定 (the Pact for Research and Innovation) は若手研究者の採用のための財政的基盤となる。しかしながら、措置が不十分であるため、中期的に増補が必要である。

2. 研究者としてのキャリアには計画的確実性が必要：若手研究者の選択肢としてのテニュア・トラックの構築

ドイツの大学は、博士と安定した教授の職の間にキャリアステージを考案し、しかもそれを国際的に互換性を持たせなければならない。英米のテニュアトラックパターンに於いては、機関に（テニュアポストを得て）残れるかに係る決定がなされるような、明確な適格審査措置が規定されなければならない。このようなステージモデルは、仮に、このような道を進む人のほんの数パーセントしかチャンスがないとしても、教授に選抜されるチャンスを含んでいかなければならない。

3. 大学首脳陣が指導的役割を担いキャリア支援を

大学や研究機関の長のような年長の学者は、同機関の若手研究者の人材養成に積極的な役割を果たさなければならない。若手研究者は、キャリア指導が必要である。進路計画を確実にするには、学界のみならずその他業界も含め、正しい進路を見つけるために、進路計画の支援を得られることが前提となる。

4. リスクの高い研究への支援により早期の研究者の独立を支援（萌芽研究支援）

国際的に比較すると、ドイツの若手研究者は決定権の及ぶ範囲が少ない。早期に独立してできる研究支援事業をより強化すべきである。特に若手研究者に対しては、不確実なリスクのある研究を支援するべきである。

5. 採用及び選考の方法をよりプロフェッショナルな（公平な）ものに

公平な選考手続きは不可欠である。2005年に学術協議会（the Science Council: Wissenschaftsrates）が最低限の基準を示している。研究者が国際的に移動することが成功をもたらすとすれば、公平性はしかるべき認識されなければならない。選考手続きは、最初から勝者が決まっていることのないよう、公平で透明性が高くなければならない。この目的を達成するため、選考委員会は外部のまたは、利害関係者でない専門家を含まなければならない。機関全体の利益のため、学部や研究科のみならず大学の経営陣も決定過程に参加し、結果に影響を及ぼすようにしなければならない。優秀な研究者の選考は短期間ですべきである。特に、大学や研究機関は、これまでより広範に積極的に若手研究者を国際的に募集する必要があるので、国際的に尊敬を集めている大学は、選考に何年も時間をかけない。

6. 固定教授制度を辞め、経営構造を採用

大学及び研究機関の最も重要な要素「人材」は、上司がいつも頭を痛めるものである。従って、大学経営陣は現在の大学の自由化及び自治の拡大を大いに利用すべきである。大学や学術が発展すると、併せて教授の個別のポジションに、再評価に高い関心が集まることがある。個別のケースに於いて、ポジションの継続の可否は学内関係者のみならず、必要であれば学外の関係者との協働において再決定されるべきである。固定教授制は、柔軟な選択肢を取り入れるべきで、そうでなければ解消すべきである。独立の若手の研究グループリーダーは、学内のジュニア・プロフェッサーと同等に置かれ、また大学と大学以外の研究機関との間の協働に参加する状況に置かなければならない。大学及び研究機関の経営陣に求められる要望は増えており、研究外の経営責任にある程度見合う報酬を経営陣の給与に反映させねばならない。

7. 研究セクターの集団的賃金協定のための特別規則の策定

多くの関係者によると、公務員に係る新賃金協定(TVöD/TVL)は、大学及び大学外の機関における研究者にも非研究者にも適正な給与とは言えない。他の給与尺度に照らしても、この賃金体系は、国内的にも国際的にも競争力がなく、流動性を制限し、研究者生活の特異性を考慮しておらず柔軟性を欠いている。これは研究者にも非研究者にも当てはまる。特に産業界のような他の分野に於ける経験を有する者へかかるべき給与が支払われることは、人を介した技術移転の活気と生産性を保つのに不可欠の前提条件である。

8. 国際競争力のある給与

最優秀な研究者を獲得するには、「ダブル・ペイ・スケール」が今日の国際科学競争が置かれている需要に相応しいか否か、を判断するためによく分析すべきである。最も優秀な研究者を獲得するには、その給与も国際競争下にあることを心しなければならない。現在大学で有効な、教授の給与に対する割当枠は、（給与の国際競争に参加出来るほどの額を積める）自由度はほとんどない。著名研究者の指名を国としての特別事業とすれば、国際的に著名研究者をドイツに惹き付ける条件の一つとなる。

9. 社会保障の国際化

国家間を移動する研究者は、年金受給権に関する財政的な損失という大きな不利益を受け入れなければならないことがしばしばある。少なくとも欧州レベルで、社会保障給付金を国家間移動の基本条件として導入すべきである。学術機関や個々の大学は、平衡資金を使ってこの不利益を一

時的に補填することはできるかもしれない（が、根本的な解決ではない）。

10. 透明性の向上と魅力的な労働環境の創出

仕事に関係した条件同様、世界で最も優秀な研究者を獲得するには、いずれのキャリアステージに於いても当人とその家族に対する支援は決定的に重要である。

- ・ 國際的に活躍する若手研究者に、ドイツの研究機関に意識を向ける手っ取り早い方法を供すため、彼らが見つけやすい場所に個人的に相談できるような**情報相談窓口**を設置すべきである。
- ・ 期間限定でドイツに来る外国人研究者のために適切な住居を設けることは喫緊の課題である。（AvHの既存事業である）「**研究者のための国際交流センター**（international meeting centres for scientists and scholars (IBZ) : Internationale Begegnungszentren der Wissenschaft）」*1 関する新たな事業を、これまでの事業を元に更に（上乗せする形で）導入すべきである。
- ・ ドイツの研究者を雇用する立場の者は、特にトップランクの研究者を任用する場合は、他国に於いては既に標準となっている、**移転に係る支援**を手続き上も財政上も提供することができるよう地位にいなければならぬ。
- ・ 大学等研究機関に於いて国際的に活躍する研究者の**子供の養育施設**を、迅速かつ大規模に拡大しなければならない。子供の養育施設が少ないせいで、ドイツは優秀な研究者の獲得競争に負けることが未だにしばしばある。
- ・ 優秀な研究者を惹き付けるには、**配偶者の就職アドバイスや支援**や、**配偶者も研究者である場合のキャリア・アドバイスや支援**が必要である。外国の例を見ても、具体的な職の斡旋でなくても（通常困難である）、理に適ったコンサルティングであれば多くの人のニーズに応えることができる。

＜参考＞

*1 研究者のための国際交流センター

<http://www.humboldt-foundation.de/en/netzwerk/ibz/index.htm>

1960年代からフンボルト財団は、ゲストハウスと研究者のための国際交流センターを全ドイツに50大学67カ所に設置してきた。ドイツに来た外国人研究者及びその家族に宿泊先を提供する。宿舎、談話室、個別相談、文化的行事、学術会議などを提供することを通して外国人がドイツ人と個人的の付き合いも専門家どおしの付き合いもできるようにし、外国人がドイツの日常生活にとけ込めるよう接点を作り出している。

宿泊施設は大学や研究所により貸し出されている。フンボルト財団が建造してきたゲストハウスと国際交流センターは、大学の所在地により仕分けられ、それぞれのパートナーにコンタクトをするようになる。

♪1-6 ドイツの特許申請、ヨーロッパでなおトップ

dpa Nr. 26/2007 (2007年6月25日)
ポン研究連絡センター仮訳

ドイツは発明品の数において大差をつけてヨーロッパで1位である。2006年に他国はより多くの特許を申請した、とヨーロッパ特許庁（EPA）会長 Alain Pompidou は6月18日に述べた。世界中から EPA に申請される特許の数は昨年5%伸び、20万7千件以上となり、それにより最高記録に達した。特に日本、韓国、中国からの申請が大きく伸びた。「まさに飛躍的増加である。特許権保護というテーマは重要性を増した。」たいていの特許申請は依然として USA からのものである。

特許を与える手続きがとられた申請の数も同様に5%伸びて13万5千2百件であった。ドイツの会社や発明者はかろうじて2万5千件の特許を申請し、それは全体の約18%であった。それにつ

づいてフランスが6%，オランダが5%であった。「もちろん申請数からそれぞれの国の刷新力を推し量れるわけではない。実践においてすべての特許が商業製品に転換されるというわけでもとうていない。」と Wolfram Förster は述べた。

たいていの特許は会社から申請された。2006年のトップは4425件申請したコンツェルン Philips で、サムスンが2355件で2位であった。ジーメンスは全世界で2319件の申請をし、3位であった。特に医療技術、電子通信技術、半導体の分野における申請が増大した。それに反してバイオテクノロジー、機械部品においては申請数は減少した。

今年においても Pompidou は特許申請が約5%伸びると予想している。特許の申請から許可まで多くの時間がかかる。「昨年は平均期間が45か月から44か月に短くなったが、目標は依然36か月である。そのためには年間の仕事基準が計画された、特許検査官のための新しい評価システムを支持する必要がある。」ミュンヘン、デンハーグ、ウィーン、ベルリンの4つの地域の特許検査官は、彼らの業務の質の損失を危惧し、数ヶ月間、この新しい評価システムに対してストライキでもって抵抗した。

2. 対応機関等人事異動状況

4月に入り、8月以降来年1月頃までの対応機関等の人事についての発表が相次いだので、表にまとめます。今後も DAAD の会長人事、DFG の副会長の補充人事、などが予定されていますので、次号に掲載いたします。

公表日	就任(予定)日	機関名	職名	氏名	前職	前任者氏名
4月 27日	9月中旬	DFG	事務局長	Dorothee Dzwonnek	ラインラント・プファルツ州科学・教育・研究・文化省次官	Reinhard Grunwald
5月 4日	8月 1日	HRK	副議長 (国際担当)	Dieter Lenzen	ベルリン自由大学長 (今後も兼任)	Stefan Hormuth
5月 4日	8月 1日	HRK	副議長 (教育担当)	Wilfried Mueller	ブレーメン大学長 (今後も兼任)	Helmut Ruppert
6月 18日	08年 1月	AvH	会長	Helmut Schwarz	ベルリン工科大学	Wolfgang Fruewald

♪2-1 DFG が初の女性事務局長を選任-2007年9月に Reinhard Grunwald 氏の後任として Dorothee Dzwonnek 氏が就任予定

http://www.dfg.de/en/news/press_releases/2007/press_release_2007_20.html
DFG プレスリリース No.20(2007年4月27日)を参考

ドイツ研究会議 (DFG) は、2007年9月以降の事務局長として Dorothee Dzwonnek 氏を選任した。事務局長は会長と共に事務局役員^{*1} (Executive Board: Vorstand) であり、この事務局役員が DFG の約800名の職員を率いる。Dzwonnek 氏は現在ラインラント・プファルツ州の科学・教育・研究・文化省 (Science, Education, Research and Cultural Affairs of Rhineland-Palatinate) の次官で、DFG 首脳部^{*2} (Executive Committee: Präsidium) の推薦に基づき、4月27日、DFG の中央委員会^{*3} (Joint Committee: Haupptausschuss) による記名投票の結果選任された。

【略歴】 Dorothee Dzwonnek 氏は1957年生まれ。法律を修め、実習を終えた後、ボーヘム大学のドイツ法制史及び民法研究所(Institute of German Legal History and Civil Law)に於いて Paul Mikat 教授の協力研究員として働いた。1987年にノルトライン・ヴェストファーレン州の研究教育省に就職し、研究資金政策の基本的諸問題並びに自然科学及び工学の研究助成を担当した。1996年、Dzwonnek 氏はドルトムント大学長に選出され、2000年にノルトライン・ヴェストファーレン州研究教育省に戻り、高等教育、研究助成、医学高等教育研究、欧州関係及び国際関係にかかる諸政策担当となった。2002年10月から2006年5月にかけて、ユーリッヒ(Jülich: NRW州ケルンとアーヘンの中間)研究センターにおいて幹部会副会長となり、2006年5月にラインラント・プファルツ州研究大臣である Jürgen Zöllner 教授(現ベルリン州政府学術・研究・文化省大臣^{*4})が同州科学・教育・研究・文化省の次官として Dzwonnek 氏を任命した。

【選考】 2007年8月31日に退職する Dr. Reinhard Grunwald の後任となる事務局長を捜すにあたり、首脳部のワーキンググループが主に適用したのは次に掲げる基準である：

- 研究及び研究費関連の経験を有すること
- 科学政策立案者、企業、社会、各団体にコネクションがあること
- 国際的名声を有していること
- 人格に優れ管理能力があること
- リーダーシップを有すること

首脳部は Dorothee Dzwonnek が、大学と政界を亘る領域をカバーする優れたキャリアを有することから、DFG のような高度に専門的でありながら人的繋がりが大切である機関を率いるのに最適であると判断した。首脳部による推薦に対し、中央委員会は全会一致で Dorothee Dzwonnek の DFG の新事務局長就任を承認した。

<参考>

^{*1} 事務局役員 (Executive Board: Vorstand)

事務局役員は、会長と事務局長のことである。法廷の内外を問わず DFG を代表する。各局長 (Director of Department: I から III まである) が代理を務める。

^{*2} 首脳部 (Executive Committee: Präsidium)

首脳部は、会長、名誉職にある副会長8名(現行7名)から構成される。ドイツ学術振興寄付連盟 (Stifterverband für die Deutsche Wissenschaft) の長は顧問として参加する。

会長は、内政外交共に DFG の代表であり、各委員会の会議の議長を務める。DFG の総合管理を任務とすることから、首脳部は DFG の全ての根幹的重要な課題について議論する。資金にかかる全ての決定は、首脳部が責任を持つ。

会長と副会長は会員総会 (General Assembly: Mitgliederversammlung) に於いて選出され任期は三年間。再選を可とする。

^{*3} 中央委員会 (Joint Committee: Hauptausschuss)

中央委員会は DFG が支援する研究費に対し責任を負う。研究費の個々の申請書は中央委員会、共同研究センター(Collaborative Research Centres)にかかる補助金委員会及びリサーチ・トレーニング・グループにかかる補助金委員会に於いて決定される。

中央委員会は、翌年の財務計画を議論し、年次予算を承認する。同委員会は、評議会員(Senator)、連邦政府代表(Bund)（計16票）、16人の州政府代表(Länder)、ドイツ学術振興寄付連盟からの2名の代表者により構成される。

中央委員会は、評議会(Senat)、首脳部及び事務局役員との協力関係にあり、事務局役員のうち事務局長の選任もその任である。

なお、中央委員会委員のうち、研究者は評議会員から互選される。中央委員会委員には、大学長会議(HRK)長、マックス・プランク協会(MPG)長、学術アカデミー会議代表は職制で評議会員でありまた中央委員会委員である。また、昨年度のボン研究連絡センター主催コロキウムのドイツ側コーディネータであるミュンヘン工科大学のProf. Dr. Buss (JSPSドイツ同窓会員)も委員である。

上記は、次のDFGの機構図より確認できる。http://www.dfg.de/en/dfg_profile/structure/index.html

また、機関日本語訳に関しては、萩尾生「ドイツ研究協会(DFG)の概要—機関評価に基づく最近の動向を踏まえて—」、日本学術振興会(編)『学術月報』、2002年9月、853-854ページに準拠した。

*⁴ <http://www.berlin.de/> (ベルリン州政府学術・研究・文化省)ホームページ参照

♪2-2 ドイツ大学長会議(HRK)会議総会において新副議長2名を選出

http://www.hrk.de/eng/presse/95_1975.php

(HRKホームページ：2007年5月4日付プレス報告)

http://www.uni-leitung.uni-bremen.de/portraits/mueller_en.php3

(ブレーメン大学ホームページ：Prof. Mueller CV)

http://www.fu-berlin.de/presse/fup/2007/fup_07_078/index.html

(ベルリン自由大学ホームページ)

http://www.hrk.de/eng/hrk_auf_einen_blick/106_138.php

(HRKホームページ：Professor Dr. Dieter Lenzen)

ドイツ大学長会議は、5月4日にギーセンで開催した会員総会において新副議長*2名を選出した。

高等教育担当(Teaching, Studies and Student Affairs)副議長には、ブレーメン大学長のProf. Dr. Wilfried Mueller氏が選出された。化学が専門であったが、博士論文は”Vocational education and occupation of Natural Scientists and Engineers”で、技術者実務教育と技術革新の関係を研究教育テーマとし、1997年から2002年にかけては、同大学の「教育学習副学長」として活躍した後、2002年から同大学長に就任。

国際関係担当副議長には、ベルリン自由大学長のProf. Dr. Dieter Lenzen氏が就任した。「教育哲学」の専門家である。1994年から1998年までドイツ教育学会長を努め、1999年から2003年までベルリン自由大学副学長、2003年6月15日から同大学長に就任し、現在2期目である。1993年に東大、1994年に広島大学、京都大学、大阪大学に於いて客員研究員として日本に滞在した経験を持つ。1994年3月から4月に、JSPSの外国人招へい研究者事業(短期)に採用されている。

国際関係担当副議長の主要任務は、ドイツの高等教育機関の国際的質を高めるため、ドイツの国際化戦略を積極的に開発することである。Prof. Lenzenは、「グローバル化の過程に於いて、ドイツの高等教育機関の教育、研究、管理には、外国への発信のチャンスも多く、またそれを受信ようという外国から需要も多い。このような状況を是非活用しなければならない。」と述べている。新しい副議長は、Prof. Dr. Stefan Hormuth(2001年から国際関係担当副議長)及び

Prof. Dr. Helmut Ruppert (2003年から教育担当副議長) の後を引継ぎ、2007年8月1日に就任予定である。通常、任期は2年。

- * HRKには、議長（Professor Dr. Margret Wintermantel：2006年3月21日会長就任。ザールラント大学長。専門：社会心理学）の他7名の副会長がおり、8名で幹部会(Executive Board)を構成している。副議長7名の役割は上記2役のほか次のとおり。
 - ・企画・組織担当（Planning and Organisation）
 - ・広報（高等専門学校）担当（Spokesmann of the Fachhochschulen Member Group in the HRK）
 - ・広報（大学）担当（Spokesmann of the Universities Member Group in the HRK）
 - ・研究・若手研究者担当（Research, Young Academics and Scientists）
 - ・ニューメディア・知識担当（New Media and Knowledge）

♪2-3 フンボルト財団会長 2008年に交替

参考：dpa Nr.25/2007(2007年6月18日)

Helmut Schwarz教授（化学）がフンボルト財団(AvH: Alexander von Humboldt-Stiftung)の新しい会長になる。Frank-Walter Steinmeier外相(SPD)は、Schwarz教授を2008年から5年間同財団の会長に任命した、とフンボルト財団は6月13日に公表した。Schwarz教授は、特に分子化学分野に於いて外国で仕事をし、現在ベルリン工科大学で教鞭を執っている。Schwarz教授はWolfgang Fruewald教授の後任となる。フンボルト財団は、毎年1800人若手研究者が申請ベースでドイツで研究をすることを可能にしている。

なお、Schwarz教授は、1996年にJSPSの招へいで京都を訪問しており、本人のホームページの略歴にも記載がある。また、Schwarz教授は2007年までDFGの副会長であった（Fruewald現AvH会長はWinnacker前DFG会長の先代のDFG会長である。）。

同人のホームページは次のとおり。<http://www.chem.tu-berlin.de/Helmut.Schwarz/>

3. ボン研究連絡センターの活動

♪3-1 来訪&訪問、会議出席等

【4月】

04月01日（日）	福島未知子国際協力員（京都大学）がドイツに到着
04月04日（水）	小山、ガントー職員が、ベルリン日独文化センターに於ける会議出席 (於 ベルリン)
04月16日（月）	田中所長（18日のみ）、小山、ガントー職員、シュルツ職員、福島国際協力員（18日のみ）が、AvH主催フェオドア・リューネン・フェロー派遣前オリエンテーション（JSPS外国人特別研究員を含む）及び帰国者報告会出席（～18日）（於 ボン）

【5月】

05月02日(水)	1)上田浩二ケルン日本文化会館長が来訪 2)田中所長、福島国際協力員が、DFG主催ザイボルト賞授賞式典参加 (於 ボン) 3)小山、ガントー職員が、マールブルグ大学「ウェルカムセンター」訪問取材 (於 マールブルグ大学) 4)小山、ガントー職員が、マールブルグ大学Japan Centre主催中央大学法学部教授山内惟介氏への永年日独交流感謝表彰授与式参加 (於 マールブルグ大学)
05月03日(木)	小山が、DFG Kruessmann国際課長と打合せ (於 ボン)
05月04日(金)	小山、ガントー職員が、全国大学長会議(HRK)総会に於いて事業資料ベース設置 (於 ギーセン大学)
05月11日(金)	田中所長、小山、ガントー職員、シュルツ職員、福島国際協力員、フリッヂェ学生協力員が、第12回日独シンポジウム(気候変動)開催 (於 バンベルグ) (~12日)
05月12日(土)	JSPSドイツ同窓会が総会開催 (於 バンベルグ)
05月14日(月)	加藤久人物交流課長が来訪、加藤課長、小山、シュルツ職員、福島国際協力員がDAAD Dr Toyka-Fuong課長を往訪 (於 ボン)
05月21日(月)	小山、ガントー職員、福島国際協力員、フリッヂェ学生協力員が、ボン大学「ウェルカムセンター」訪問取材 (於 ボン大学)
05月23日(水)	小山、ガントー職員、シュルツ職員が、ボーヘム大学「ウェルカムセンター」訪問取材 (於 ボーヘム大学)
05月23日(水)	田中壯一郎文部科学審議官、市川清治国際課専門官、徳留丈史国際統括官付ユネスコ第二係員來訪 (対応:田中所長、福島国際協力員)
05月24日(木)	田中所長、小山がDFG Koenigs第二部局長、Kruessmann国際課長と懇談 (於 ボン)
05月24日(木)	田中所長、小山、ガントー職員、シュルツ職員、福島国際協力員が、JSPSサマープログラム・プレオリエンテーション開催 (於 ボン)
05月31日(木)	小山、ガントー職員、シュルツ職員、福島国際協力員、フリッヂェ学生協力員が、AvH主催「ウェルカムセンター」事業経過報告会参加 (於 ボン) (~6月1日)

【6月】

06月04日(月)	小山、福島国際協力員が、国連大学ギンケル事務総長退職記念会に出席 (於 ボン)
06月13日(水)	小山、シュルツ職員が、連邦教育省Dr. Zingsheim氏との懇談 (於 ボン)
06月18日(月)	小山、シュルツ職員、福島国際協力員がJSPS Abend事前打ち合わせ (於 ボン)
06月18日(月)	小山が、CNRSボン事務所閉所に伴うレセプション出席 (於 ボン)
06月22日(金)	小山が、ベルリン日独センター主催、連邦教育省協力「ジュニア・エキスパート交流事業2007」に於ける事業紹介 (於 ボン)

♪3-2 第12回日独シンポジウム「気候変動」をドイツJSPS同窓会と共に 同窓会年次総会開催

JSPS ボン研究連絡センターは、「ドイツ JSPS 同窓会」との共催により、毎年日独シンポジウムを開催している。同シンポジウムは、日独両国が優れた成果をあげている学術分野から先端的テーマを選び、両国の専門研究者の講演と討論を通じて理解を深めるとともに、日独協力の促進をはかることを目的とするものである。本年は12回目にあたり、5月11日（金）及び12日（土）にドイツ国バイエルン州の古都バンベルグ市において、「気候変動」をテーマに開催した。

「気候変動問題」は、昨今急速に、人類の将来に関わる問題として国際的に注目を集めている。本年1月に開催された日独首脳会談でも、2013年以降の国際枠組みを含め同問題における日独協力の重要性が確認されたし、6月ドイツで開催のG8サミットの議題でもある。このような背景で、今回の日独シンポジウムのテーマとしては極めてタイムリーであった。参加者は日本との共同研究を経験した研究者を中心に200名を越え、大変盛況な会となった。

日独3名ずつの招待講演が行われたが、日本からは、宇宙物理学の研究とともに環境問題にも造詣が深い総合研究大学院大学 池内 了教授、エネルギー問題の研究者、核融合科学研究所 井口 春和 準教授、大気観測の専門家、京都大学 中村 卓治 準教授を、ドイツからは連邦環境庁の Prof. Dr. Harry Lehmann、ホーエンハイム大学の Dr. Andreas Behrendt、ベルリン社会科学研究センターの Prof. Dr. Udo E. Simonis、を迎えた。6名の講演者はそれぞれ、異分野の研究者にも理解し易く、興味深い研究成果を発表した。議長役にはオスナブリュック大学の Prof. Dr. Gyoergy Szell とミラノ近郊の Institute for Environment and Sustainability の Dr. Arnulf Jaeger-Waldau があたり、講演者紹介と討論の司会を務めた。各講演後には予想以上に活発な質問、討論が続き、しばしば予定時間をオーバーするほどで、参加者の強い関心と熱意が感じられた。

なお講師のうち、Dr. Behrendt は JSPS の招待事業経験者で、中村準教授との共同研究者でもある。また Prof. Dr. Simonis は、高名な社会科学者として知られるが、JSPS の創設間もない国際交流事業により 1960 年代に来日し、東京大学において研究した経験を持ち、優れた親日家でもある。

また、同シンポジウムの共催者「ドイツ JSPS 同窓会」は、シンポジウム終了後に年次総会を開催した。本同窓会は、JSPS の協力のもとに、独自の活動を実施しているが、このたび、年会費を納める正会員数がついに200名を超えた。大変喜ばしいことである。

♪3-3 JSPS サマープログラム 出発前オリエンテーション開催

5月24日に、ボン研究連絡センター近接の、Gustav Stresemann-Institut に於いて、JSPS サマープログラム出発前オリエンテーションを開催した。ボン研究連絡センターは毎年 JSPS サマープログラムに採用された若手研究者に対し、出発前にオリエンテーションを開催している。これは、参加者が日本での2ヶ月間の研究を出来る限り有意義に開始し、仲間通しの親近感を深め、また、この機会に J S P S 及び公募に協力をしてくれた D A A D の日独協力事業に関する理解を深め、両国の交流に役立てる一助となることを目的としている。本年は、採用者の13名うち、12名が参加した。

始めに、田中靖郎ボン研究連絡センター長から、開会の挨拶として、JSPS の国際交流の目的の紹介と若手研究者の交流の意義と参加者の今後の活躍に対する期待が述べられた。その後、D A A D の Ms Karin Moeller（日韓豪ニュージーランド太平洋担当副課長）から、主に日独交流事業に係る説明があった。J S P S は、D A A D の協力を得て参加者の募集を実施しており、本年

の締切りは1月15日であった。参加者の自己紹介に続き、当センターよりJSPS国際事業概要とJSPSサマープログラムの概要を説明した後、昨年度の参加者2名による体験談が披露された。

フェローによる体験談は、文系・東日本滞在者・女性の代表として、ミュンスター大学のDr. Marie-Ann Betschinger（国際経済学、一橋大学にて研究）と、理系・西日本滞在者・男性の代表としてデュイスブルグ・エッセン大学のDr. Christian Vogel（物理化学、関西学院大学にて研究）が協力してくれた。二人の体験談は、実際の交流の状況を写真を多用した生き生きとした話しぶりで、日本に滞在して研究を実施することに期待と不安を併せ持つ参加者にとって、実に有意義な情報であった。参加者からの質問は、主に生活習慣上や大学における研究習慣上のものが多く、同年代の同国人による視点からの説明は、非常に役に立ったようである。この頃から、参加者が互いにうち解け始め、またここで昨年のフェローから、フェローが自発的に作成したTシャツが紹介されたことから、本年度も参加者の間でTシャツ作成の機運が盛り上がった。

その後、ドイツ日本学術振興会研究者同窓会長のProf. Dr. Heinrich Menkhaus（法学/日本学、マールブルク大学）から、帰国後の末永い交流のため、ドイツJSPS同窓会の紹介があり、最後に参加者全員での夕食会となった。参加者は互いに非常にうち解け、当センター職員、同窓会長、昨年度フェローに対し、夜中まで日本文化や生活習慣に係る質疑が尽きず、また参加者各自の日本での活動計画の紹介などで大いに交流が深まり、盛り上がった。帰国後も是非、同窓会員としてこの交流を継続して貰いたいものである。

♪3-4 田中壮一郎文部科学審議官来訪

5月23日に、田中壮一郎文部科学審議官がボン研究連絡センターを表敬訪問し、田中センター長と懇談した。田中センター長から、まず日本学術振興会の概要として、科学研究費補助金配分や特別研究員支援について、また海外各センターの役割について説明があった。その後、ドイツと日本との関係について、共同研究・セミナーの説明やドイツ対応機関(AvH, DFG, DAAD)の紹介があった。ボン研究連絡センターの最近の活動としては、5月11日及び12日に開催されたシンポジウム、ドイツ日本学術振興会同窓会及び、サマープログラムのプレオリエンテーションについて説明を行った。

♪3-5 ベルリン日独センター主催、連邦教育省協力「ジュニア・エキスパート交流事業2007」における事業説明

6月22日に連邦教育・研究省に於いて、ベルリン日独センター主催、連邦教育・研究省協力による、「ジュニア・エキスパート交流事業2007」に於ける最初のプログラムとして関係機関説明会に於いて、本会事業を説明した。本事業は毎年日独交互に若手研究者を10名程度ずつ派遣、受入れし、若手研究者が相手国の多様な研究環境に関する理解を深めることを通して、今後の協力に繋げようというもので、我が国ではベルリン日独センターを所轄する外務省を通し実施されている。今年は「ナノ・テクノロジー」に分野を絞ったことから、文部科学省の他、経済産業省等にも研究者の推薦に協力を依頼し、大学等研究機関から4名、企業の研究所から4名が参加した。日本人若手研究者は、この日を皮切りに、1週間かけてドイツ国内の大学・研究所及び企業等を訪問することになっている。

JSPSの他、連邦研究・教育省アジア・オセアニア協力課、同国際局、DFG、AvH、VDIテクノロジーセンターからそれぞれ事業説明があり、日独交流の全容及びドイツの学術・科学技術振興におけるナノ・テクノロジー協力の位置づけを表現する意図があったと見られ、VDIテクノロジーセンターからは、「German Action Plan for Nanotechnology」に係る説明があった。

連邦教育・研究省からは、本会へ、日本の研究者がドイツに於いて研究を実施するための本会事業を多種に亘り紹介するよう依頼があった。これを受け、本会の海外特別研究員事業、特定国派遣研究者事業等の個人支援事業や、二国間科学協力事業のような小規模事業を主に紹介しつつ、所属ラボへの情報として今後のネットワーク構築のためのJSPS Core-to-Core Programや日独共同大学院事業、ITP等を紹介した。

♪3-6 その他の活動

- ・ 日本学術振興会パンフレット等の対応機関等への配布
- ・ 情報提供ホームページ“forschen-in-japan.de”的拡充作業
- ・ ドイツ語版ニュースレター（ルンド・シュライベン）等の作成・配布
- ・ 各種照会、各種情報収集・調査、各種情報提供業務
- ・ 日本学術振興会事業の広報（資料出展、HRKニュースレター掲載ほか）
- ・ ドイツ訪問者に対する便宜供与、訪問アレンジ
- ・ 事業の審査・広報に協力する対応機関との協議
- ・ 第12回日独シンポジウム（2007年5月開催）開催準備
- ・ 第12回日独シンポジウム（2007年5月開催）報告作成
- ・ JSPSサマープログラム・プレオリエンテーション（2007年5月開催）開催準備
- ・ JSPSサマープログラム・プレオリエンテーション（2007年5月開催）報告作成
- ・ JSPSボン研究連絡センタ一年次報告会（2007年8月開催予定）準備
- ・ JSPS事業説明会（2007年10月開催予定）準備
- ・ DFGとのラウンド・テーブル開催準備
- ・ NRW州共催「日独COE会合開催（予定）」開催準備

4. 今後の予定

2007年

- | | |
|-----------|--|
| 07月02日（月） | JSPSドイツ同窓会幹部会開催（於 ボン） |
| 07月03日（火） | 田中所長センター長が、一時帰国（JSPS本部にて打ち合わせ、宇宙科学研究本部訪問打合せ他）（於 東京）（～15日） |
| 07月18日（水） | 駐独日本大使館谷広太一等書記官及び後任の福井俊英一等書記官来会（対応：小山） |
| 07月23日（月） | 田中所長センター長が、国方デュッセルドルフ総領事送別会出席（於 デュッセルドルフ） |
| 07月26日（金） | 小山、ガントー職員が広報に係る業者との打ち合わせ（於 ボン） |
| 08月07日（火） | 小山が、DFG Kruessmann国際課長と打合わせ（於 ボン） |
| 08月09日（木） | 小山、ガントー職員、シュルツ職員、福島国際協力員が、AvH主催フェオドア・リューネン・フェロー派遣前オリエンテーション（JSPS外国人特別研究員を含む）及び帰国者報告会出席 |

	(於 ボン)
08月14日(火)	小山、福島国際協力員が、ボン大学サマープログラム レセプション参加 (於 ボン)
08月15日(水)	JSPS ボン研究連絡センタ一年次報告会開催 (於 ボン)
08月16日(木)	JSPS ドイツ同窓会幹部会開催 (田中所長、小山参加) (於 ボン)
08月20日(月)	小山、福島国際協力員がノルトライン・ヴェストファーレン州研究省 Ms. Munsel 国際副課長 訪問・打ち合わせ (於 デュッセルドルフ)
08月22日(水)	小山、ガンター職員が、DFG 職員と日独ラウンド・テーブルに係る打ち合わせ (於 ボン)
08月23日(木)	田中所長がセンター長会議出席 (於 東京)
08月29日(水)	小山がライブルグ大学「サマー・プログラム終了式」に於いて祝辞及び国際担当副学長及び国際課長と打ち合わせ (於 ライブルグ)
08月31日(金)	小山、ガンター職員が国連大学主催「国連一能力開発における水の10年プログラム」開会式出席 (於 ボン)
09月03日(月)	田中所長、小山が DFG Grunwald 事務総長の離任式出席 (於 ボン)
09月03日(月)	田中所長、小山、ガンター職員が DFG と日独ラウンド・テーブルに係る打ち合わせ (於 ボン)
09月03日(月)	JST 大久保部長、波羅主査が来会 (対応: 田中所長、小山)
09月06日(木)	HRK Bernhard Lippert 氏来会 (対応: 小山、ガンター職員)
09月12日(水)	田中所長、メンクハウス JSPS ドイツ同窓会長が高野駐独日本特命全権大使、DFG Kleiner 会長、AvH Schuette 事務総長と昼食会参加 (於 ベルリン)
09月12日(水)	田中所長が、ヘルムホルツ協会年次総会に出席 (於 ベルリン)
10月09日(火)	田中所長が AvH 選考会出席 (於 ボン)
10月11日(木)	田中所長、小山が日独共同大学院事業による東京大学および Halle-Wittenberg 大学協力事業開所式出席、国際担当副学長および国際課長と懇談 (於 ハレ)
10月19日(金)	JSPS 事業説明会開催 (於 ライプチヒ大学) 及び JSPS ドイツ同窓会による「会員による会員の招待」参加 (~20日) (於 ライプチヒ)
11月12日(月)	小山、福島国際協力員が BLK に於いて「新高等教育法」に係る変更箇所の聴取 (於 ボン)
11月15日(木)	小山が、DAAD 主催「全国大学国際課長・留学生課長年次総会」において「我が国の大学国際戦略本部強化の取組み」説明 (於 ボン)
11月21日(水)	田中所長、小山が HRK 議長及び国際担当副議長を表敬訪問 (予定) (於 ボン)
11月26日(月)	AvH 主催フェオドア・リューネン・フェロー派遣前オリエンテーション (JSPS 外国人特別研究員を含む) 及び帰国者報告会出席 (~27日) (於 ギーセン)
秋又は冬	DFG 共催「第1回ラウンドテーブル」開催 (予定)

2008年

02月12日(火)	AvH 主催フェオドア・リューネン・フェロー派遣前オリエンテーション (JSPS 外国人特別研究員を含む) 及び帰国者報告会出席
春	JSPS サマープログラム・プレオリエンテーション開催

- 5月 第13回日独シンポジウム開催 (於 ロストック)
06月 03日 (火) AvH主催フェオドア・リューネン・フェロー派遣前オリエンテーション
(JSPS外国人特別研究員を含む) 及び帰国者報告会出席
夏 NRW州共催「日独COE会合開催(予定)」(於 NRW州内)
10月 07日 (火) AvH主催フェオドア・リューネン・フェロー派遣前オリエンテーション
(JSPS外国人特別研究員を含む) 及び帰国者報告会出席